

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸太郎
同	森 山	よしひさ

住民監査請求について（通知）

令和 5 年 2 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 住民監査請求書（職員措置請求書）

（1）住民監査請求の趣旨

別紙高等学校目録記載の高等学校の施設（敷地も含む。）に供されていた、大阪市の所有していた不動産が、大阪府に対し、違法に無償で譲渡された結果、大阪府は 1159 億円を下回らない損害を被ったので、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、当該無償譲渡の意思決定を行い、当該無償譲渡の契約締結を指揮・監督した松井一郎及び大阪市契約管財局長として当該譲渡の契約を締結した宮本浩之に対して、上記不動産の無償譲渡につき、大阪市の被った損害を填補するために損害賠償請求を行う等の必要な措置を講ずることを求める。

（2）住民監査請求の理由

ア 事案の概要

（ア）はじめに

大阪府は、22 の高等学校を設置していたところ（令和 4（2022）年 3 月 31 日現在）、それらすべての高等学校を廃止して市の高等学校事業をすべて大阪府へ一括して移管する事業（以下「本件市立高校一括移管事業」という。）を実施している。

本件は、当該事業の実施に伴い、大阪市が別紙高等学校目録記載の高等学校の施設に供されていた不動産及びこれに付属する備品等を、大阪府に譲与（地方自治法上、財産の無償譲渡を「譲与」という。以下「本件譲与」という。）したところ、本件譲与には後述するとおりの違法性があるため、大阪市の住民がその譲与行為につき、本件譲与の契約を締結した大阪市契約管財局長及びこれを指揮監督する立場にあった大阪市長に対して、大阪市が被った損害の賠償請求を行うよう求めるものである。

（イ）本件市立高校一括移管事業について

平成 26（2014）年 1 月、大阪府市統合本部会議及び大阪市戦略会議において、高等学校については、新たな大都市制度実施時期に合わせて移管を行うことになった。

令和元（2019）年 5 月の大阪市長の施政方針演説において、松井一郎大阪市長は市立の高等学校は大阪府に移管すると表明した。

そして、令和 4（2022）年 4 月 1 日、大阪市長松井一郎の指揮監督の下、本件市立高校一括移管事業の実施に伴い、大阪市契約管財局長宮本浩之は、大阪市財産条例第 16 条に基づき、別紙高等学校一覧記載の高等学校の施設として供されていた土地・建物（以下「本件不動産」という。）を大阪府に対し無償で譲渡する旨の契約を締結した。この際、大阪市は、本件譲与を議決事件として取り扱っておらず、本件譲与を議題とした大阪市会の表決は存在しない。

なお、本件市立高校一括移管事業の移管対象となり、既に大阪市が廃止した高等学校のうち、大阪市立桜宮高等学校、大阪市立扇町総合高等学校、大阪市立扇町総合高等学校、大阪市立水都国際高等学校の施設として供されていた土地・建物は、本件監査請求時点（令和 5（2023）年 2 月 28 日現在）では未だ譲与が行われていない。

イ 当事者

（ア）住民監査請求人ら

本件住民監査請求人ら（以下「請求人ら」という。）は、大阪市の住民である。

（イ）相手方ら

A 松井一郎

松井一郎は、大阪市の長として、本件譲与につき意思決定を行い、大阪市契約管財局長による本件譲与の契約の締結行為を指揮・監督した者である。

B 宮本浩之

宮本浩之は、大阪市契約管財局長として、本件譲与の契約の締結を行なった者である。

ウ 本件譲与の違法性

（ア）本件譲与に係る財務会計法規等

本件譲与に係る財務会計法規等は、①地方公共団体相互間の経費の負担区分に関する地方財政法の規定、②普通地方公共団体の譲与に関する地方自治法の規定及び大阪市財産条例第 16 条、③寄附又は補助金に関する地方自治法第 232 条の 2、④地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）の規定がある。以下詳述する。

（イ）地方公共団体相互間の経費の負担区分に関する地方財政法の規定

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）では、都道府県の行う事業に対する市

長村の負担については、地方財政法第4条の5、同法第28条の2の規定の趣旨からして一般的に禁止されているものと解されている。

かかる趣旨の根拠となる規定のうち、地方財政法28条の2は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務についての経費負担を明文で禁止している。

同条によれば、地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分を乱すようなことはしてはならないものとされている。

この地方財政法第28条の2の趣旨について、地方財政法逐条解説の解説を、長文であるが、引用する。

なお、地方財政法第4条の5は、割当的寄附金の強制徴収の禁止に関する規定であり、「割り当てて強制的に徴収する行為に該当しなくても、他の地方公共団体に寄附させることが経費の負担区分を乱すこととなる場合、同条（請求人注 地方財政法28条の2）の規制があることに注意する必要がある」とされ、「地方財政法の一部を改正する法律の施行についての依命通知（昭和38年7月3日自治乙財発第10号）によれば「法第28条の2の規定により地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことはしてはならないものとされていることにもかんがみ、市長村と都道府県との間においては、原則として」自発的な任意寄附は「ないものと考えられること」とされている」。

都道府県が行う建設事業は、都道府県が行う事業であるので、これに対する市長村の負担は、一般的に禁止されている。

とりわけ、高等学校の設置は都道府県の事務（公立の高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律4条）である。これに対し、市町村は、教育行政の面においては、義務教育施設の整備という事務を担当している。

高等学校の施設の建設事業は、その経費を都道府県が負担すべきものとして、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務に当たるので、これを市町村が負担することは、経費の負担区分を乱すものとして、地方財政法28条の2によって直接に禁止される。

この点、地方財政法第27条第1項は、都道府県が行う建設事業のうち、その区域内の市長村を利するものについては例外を認めているが、同条1項で、明確に高等学校の施設の建設事業を除外しているので、受益者負担という名目があっても地方財政法27条第1項に基づいて高等学校の施設の建設事業費を市町村に負担させることは許されない。

同条項において、高等学校の施設の建設事業が除外されている趣旨については、次のように説明されている。

「昭和三十八年の地方財政法の改正において、高等学校の施設の建設事業が本条の建設事業の中から除外され高等学校の施設の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させることはできなくなった。これは、第一に、高等学校の設置は原則として都道府県の事務（公立の高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律三1）であって、広域行政を担当する地方公共団体としての都道府県が県全体の

進学希望者数等を勘案して適正な配置計画を定め、これに基づいてその整備をはかるべきものであり、特定の市町村が経費の負担をする等の理由によりその配置が左右されるべきものではないこと、第二に、市町村は、教育行政の面においては、義務教育施設の整備という事務を担当しており、また、地方公共団体に対する財源措置も設置者負担という見地から行われていることから考えれば、その経費は設置者たる都道府県が負担すべきものであり、都道府県よりも財政の弾力性において弱いと思われる市町村に負担させるべきではないことがその理由である。」

高等学校の施設の建設事業には、建物の建設のみならず、同建物の敷地の取得、演習農場等の建設又は取得も含まれる。

また、負担転嫁の方法は、それが直接的である場合、又は間接的である場合などいろいろな場合があろうが、地方財政法第 28 条の 2 は、いかなる方法によるものであっても、実質的にその経費の全部又は一部を他の地方公共団体に負担させる結果と成る場合は、すべてその規制の対象としている。

(ウ) 普通地方公共団体の譲与に関する地方自治法の規定及び大阪市財産条例

A 不動産に関する処分

(A) 憲法第 94 条

憲法第 94 条は、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務所を処理し」と規定して財産を管理することが自治体の重要な事務の一つであることを明らかにしている。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第 237 条は、普通地方公共団体の財産を具体化して、公有財産、物品及び債権並びに基金と規定している。

(B) 行政財産と普通財産

普通地方公共団体が所有する財産のうち不動産は、地方自治法第 238 条第 1 項に規定される「公有財産」である。公有財産は、行政財産と普通財産に分かれる。

行政財産は、その使用目的から、公用に供する財産である公用財産と、一般住民の用に供する公共用財産に分類される。公用財産の例は庁舎等の建物と敷地であり、公共用財産の例は道路、病院、学校、公園、図書館等の建物と敷地である。

また、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう（地方自治法第 238 条第 4 項）。

行政財産は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までに定めるものを除き、交換、売払、譲与、出資若しくは信託等の処分又は貸付け若しくは私権の設定を行うことができない（同条第 1 項）。

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までに定めるものとは、行政財産の貸付け及び私権の設定に関するものであるので、結局、行政財産は、交換、売払、譲与、出資若しくは信託等の処分を行うことができないということになる。

後述するとおり、地方自治法第 96 条第 1 項 6 号は、普通地方公共団体の財産の、交換、出資、支払手段としての使用、適正な対価によらない譲渡・貸付けの権限が議会にあるとしているが、議会があっても、行政財産を適正な対価に

よらず譲渡することは、地方自治法第 238 条第 1 項に違反する。

これに対し、普通財産は、交換、売却、譲与、出資若しくは信託等の処分又は貸付け若しくは私権の設定を行うことができる（地方自治法第 238 条の 5 第 1 項）。

B 普通財産の処分の権限

（A）地方自治法第 149 条第 6 号（長の権限）

地方自治法第 149 条第 6 号は、普通地方公共団体の財産を取得し、管理し、処分する権限は、普通地方公共団体の長に属するものとしている。

もっとも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）23 条第 2 号は、教育財産の管理は教育委員会の権限とし（ただし、教育財産の取得及び処分は、長の権限である（地方教育行政法第 24 条第 3 項））、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第 9 条第 7 号及び第 33 条第 1 項は、企業用資産の取得、管理、処分は管理者の権限としているように、法の特別の規定があるときは、その限りで普通地方公共団体の長の権限は制限を受ける。

取得とは、その財産の購入、交換、寄付の受納等をいい、管理とは、財産の移転・消滅を生じることなく使用、収益、維持、管理を行い、信託し、時効を中断する等の法律上、事実上の行為をすることをいい、処分とは、売却、交換、贈与等の財産の権利移転のほか、消費、廃棄等の事実上の権利変更を含む。

（B）地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号（議会の権限）

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号は、条例で定める場合を除くほか、普通地方公共団体の財産の交換、出資、支払手段としての使用、適正な対価によらない譲渡・貸付けを議決事件と定めている。

また、普通地方公共団体の財産の処分のうち普通地方公共団体の財産の交換、出資、支払手段としての使用、適正な対価によらない譲渡・貸付けについて、地方自治法第 237 条第 2 項は、同法第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを禁止している。

地方自治法第 96 条は、「普通地方公共団体の議決機関としての議会の権限に関する規定」であるとされ、本条の議決権（第 1 項の議決権は制限列举主義）は「議会の権限中最も基本的であり、本質的なもの」で、「本条の議決によって、普通地方公共団体としての意思が決定する」と説明される。

従って、普通地方公共団体の財産の処分のうち地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項所定の適正な対価のない譲渡は、条例の定めがない場合には、当該普通地方公共団体の議会の権限となる。

なお、地方自治法第 237 条第 2 項の性質を、手続的な規制と解する見解もある。

（C）不動産の譲与の権限

地方自治法上、普通地方公共団体の所有する不動産の譲与は、それが普通財産である時に限り許され、譲与の権限は、当該普通地方公共団体の議会に属する。ただし、条例に定めがある場合は、原則として、長の権限となる。

C 条例に基づく譲与の限界

普通地方公共団体の普通財産の譲与につき当該普通地方公共団体に条例がある場合、条例により許される長の譲与の範囲につき地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号等による限界があるかが問題となる。

この点、普通地方公共団体の財産の適正な対価によらない譲渡が議決事件とされた趣旨が没却されないように、議決を要しない場合を限定すべきであるとされ、通知昭和 38 年 10 月 30 日により、条例準則（以下「条例準則」という。）が示されている（2、エ、（エ）参照）。

制定された条例の内容如何によっては、条例そのものが地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号に抵触して違法となりうるが、条例自体は一応適法であっても、条例の定めが一般的なもの（例えば「公用又は公共用に供する」、「公益上必要があるとき」などの概念）である場合に、一般的な定めによって長がどこまでの譲与を行うことができるかという問題が生じる。

まず、地方自治法上、普通地方公共団体の財産の譲与が議決事項とされた趣旨は、健全公正な財産運営の確保のためである。

すなわち、「これらが議決事件とされたのは、総括的にいえば、それらがいずれも地方公共団体の財産の状態に重要な変動をもたらす行為であるため、その行為の適否について、議会の判断に係らしめたということである。」「六号後段の適正な対価のない譲渡又は貸付けについては、財産の実質的な減少を伴う行為である」からと説明されている。

「これは、財産を無償又は低廉な価格で譲渡し、又は貸し付けるときは、財政の運営上多大な損失を蒙りかねないのみならず、特定の者の利益のために運営が歪められることともなり、ひいては住民の負担を増嵩させ、地方自治を阻害する結果となる虞があるためである」。

要は、財政民主主義の徹底であり、譲与という普通地方公共団体の財産の中でも特に財政・運営の両面において地方自治を阻害する虞のある類型の処分につき、地方自治法は、当該団体の意思決定を議会に担わせたのである。

次に、地方自治法第 96 条第 1 項 6 号の「条例で定める場合を除くほか」、同法第 237 条第 2 項の「条例又は議会」における条例については、一般的基準を定めるものと解されている。

すなわち、「条例により財産の交換等について一般的基準を定めた場合においては、改めて個々の行為について個別の議決を必要としないとする趣旨」であるとしたうえで、「条例で財産の交換、出資、譲渡、貸付けなどに関する一般的基準を定め、そうした基準が設定されていないもの、設定し難い特異なものについては個々に議会の議決が必要」であると解されている。

また、個々の事案が条例で定める一般的基準に該当するかどうかは解釈問題を生じる余地があると考えられている。

「条例で一般的基準が設定されているものであっても、個々の事案が基準に該当するかどうか解釈問題を生ずる余地がある。条例の定めは一般的なものになりやすく（例えば「公用又は公共用に供する」、「公益上必要があるとき」などの

概念)、不明朗な財産管理や処分を防止するためには自ら限界があること、財産管理の適正を確保する観点から条例または議会の議決による財産の交換等の行為の解除は必要最小限度のものにとどめなければならないことから、前例のないもの、定型的でないものについては、個々に議会の議決を経るべきことが求められる」。

このように、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号等の解釈においては、前例のない、定型的でない譲与の場合のように、議会の議決によらずに長が条例の一般的基準に基づき譲与を行う権限には、一定の限界があるとされている。

D 大阪市における普通財産の譲与

(A) 大阪市財産条例第 16 条

大阪市財産条例（昭和 39 年 3 月 19 日条例 8 号）第 16 条は、普通財産の譲与（無償譲渡）につき、「普通財産は、公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限り、国又は公法人にこれを譲与することができる。」と規定する。

(B) 大阪市財産条例及び規則の解説

大阪市経理局作成の「大阪市財産条例及び規則の解説」（以下「解説」という。）70 頁は、大阪市財産条例第 16 条につき、次の通り、解説する。

「「譲与」とは、公の機関が対価を徴することなく、財産権を他の者に移転（譲渡）することをいう。」「譲与を行う場合、実務上は贈与物件について用途指定をすることが望ましい。譲与は、実質的に物による財政援助であり、総計予算主義の例外的な取扱であるから、その取扱いは慎重に行わねばならない。

譲与が出来る場合は次の要件を満たさなくてはならない。

- ① 市長が特に無償とする必要性を認め
- ② 譲与の相手が、国又は公法人であり、
- ③ 譲与の相手が当該財産を公用又は公共用に供するとき

よって、相手が国又は公法人であることだけでは、譲与の相手方となるものではない。国又は公法人が本市の行政に関連する事務事業を、国又は公法人の費用で本市に代って行なうという点において譲与の対象となるのである。」

(C) 条例準則（通知昭和 38 年 10 月 30 日）

ところで、普通地方公共団体の財産の適正な対価によらない譲渡が議決事件とされた趣旨が没却されないように、議決を要しない場合を限定すべきであるとされ、通知昭和 38 年 10 月 30 日により、次の通り、条例準則が示されている。

（通知の前文）

「一 本条例準則は、地方自治法第二百三十七条第二項の規定に基づく財産の交換並びに適正な対価によらない財産の譲与及び貸付けの範囲等に関し、一般的な事項を示したものであること。したがって、各地方公共団体において条例を制定する場合には、本条例準則の規定事項を適宜取捨選択する必要があること。

三 普通財産及び物品の譲与、減額譲渡、無償貸付、減額貸付は、公用、公共用その他の公益上の必要に基づく場合又は当該普通財産又は物品を寄附者等

特別の縁故関係のある者にこれを行う場合等特別の必要がある場合に限られるべきものであること。」

「第三条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

一 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

二 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

三 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

四 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその他の包括承継人に譲渡するとき。」

(D) 大阪市財産条例第 16 条と条例準則の関係

条例準則は、公共団体に対する適正な対価によらない公有財産の譲渡（条例準則三条 1、2）、特別な縁故関係にある者に対する適正な対価によらない公有財産の譲渡（準則三条 3、4）の二類型を定める。

公共団体に譲渡される場合は、譲渡相手の公共団体が譲渡される普通財産を、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供することが条件となる場合と、譲渡元である公共団体が公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合に、その財産につき維持等の費用を負担した公共団体にその負担した費用の範囲内で譲渡する場合である。

後者は、実質的には対価性が維持されている。

譲与ができる場合を定めた大阪市財産条例第 16 条は、公共団体に譲渡される場合のみを規定しており、特別の縁故者等に譲渡される場合は規定されていない。もっとも、減額売払いは可能である（大阪市財産条例第 17 条第 3 号）。

そして、公共団体に譲渡される場合でも、準則三条 2 号に該当する場合は、含まれていない。同号は、譲渡された普通財産が公用又は公共用に供されることを条件としていないが、大阪市財産条例第 16 条はこれを要件としている。もっとも、減額売払いは可能である（大阪市条例第 17 条第 2 号）

更に準則三条 1 号は、公益事業の用に供する場合も認めているが、大阪市財産条例第 16 条は、認めていない。ただし、減額売払いは可能である（大阪市財産条例第 17 条第 1 号）。

また、公用又は公共用の意義も、譲渡相手の公用又は公共用であるということだけではなく、本市の行政に関連する事務事業でなくてはならない。

「相手が国又は公法人であることだけでは、譲与の相手方となるものではな

い。すなわち、国又は公法人が本市の行政に関連する事務事業を、国又は公法人の費用で本市に代って行なうという点において譲与の対象となるのである」と説明されている（解説）。

更に、大阪市財産条例第 16 条は、条例準則三条 1 号にはない要件として、「特に無償とする必要がある場合」という要件を設けている。

以上のとおりであり、普通財産の譲与について、大阪市財産条例第 16 条は、条例準則三条 1 号のうち、公益事業用に供するための譲与を排して、公用又は公共用に供するために限定した上で、更に公用又は公共用に供するためであっても本市の行政に関連する事務事業を、大阪市に代わってその費用を負担して行なう国又は公法人に対してのみ譲与の対象としており、更に特に無償とする必要がある場合でなければならない。

（E）特に無償とする必要性

a 議会の関与を経ない特別の必要性

既に述べたとおり、大阪市財産条例第 16 条は、「特に無償とする必要性」以外の要件に限っても、条例準則よりも厳しい要件であるうえに、更に「特に無償とする必要性」を要件としている。

大阪市財産条例第 16 条が普通財産の譲与の要件の一つとしている「特に無償とする必要性」について、解説は直接に内容を説明していないが、この必要性については、次のとおり、議会の関与を経ない特別の必要性があるか、つまり、長が個別の議決を経ずに無償譲渡を行うことを是認する特段の事情があるかも考慮されるべきである。

まず、解説において、「譲与は、実質的に物による財政援助であり、総計予算主義の例外的な取扱いであるから、その取扱いは慎重に行わねばならない。」と説明されているとおり、地方公共団体の財政は、総計予算主義（地方自治法第 210 条）をとっている。

普通財産の譲与は、予算に計上されない支出に同じであり、議会の関与を経ない譲与とは、予算が議決事件であるとされ（地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号）、財政民主主義が取られている建前から、例外的な財務会計上の行為となっている。

解説が譲与を総計予算主義の例外的取扱いと位置づけているのは、本来であれば、譲与は、議会の関与を経るべき財務会計上の行為であるが、条例に基づく譲与は、議会の関与を経ない例外的取扱いとなっているという趣旨である。

地方自治法第 96 条第 1 項 6 号及び同法 237 条第 2 項の趣旨、条例に基づく譲与が総計予算主義の例外的取扱いであることからすると、議会と大阪市長の権限の分水嶺としての役割を果たしている本条が慎重に適用されなければならないことは言うまでも無い。

そうすると、「特に無償とする必要」性は、単に無償譲渡という対価性のない処分を行う特別の必要性と解するだけでは十分でなく、長が個別の議決を経ずに無償譲渡を行う特別の必要性があるかという見地からも判断される

べきである。

また、既に述べたとおり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号等の解釈においては、議会の議決によらずに長が条例の一般的基準に基づき譲与を行う権限には、一定の限界があるとされている。前例のない、定型的でない譲与の場合には、議会の個別の議決が必要となるとされる。

「特に無償とする必要」性を、長が議決を経ずに無償譲渡を行う特別の必要性を含めて解することによって、前例があるかどうか、非定型的であるかどうかについても、当該要件で検討することが可能となる。

b 重要な財産

普通財産の譲与において、長が個別の議決を経ずに無償譲渡を行う特別の必要性があるかどうかの判断にあつては、当該財産の価格が大阪市の財政規模に比して些少であり、議会の個別の議決を経ることがかえって行政効率を損なう場合がありうる。また、当該譲与のみを取れば、大阪市の財産の減少となるが、その他の諸事情を考慮すると、実質的な対価性が担保されている場合や公益性が高いために無償であっても譲与を実行すべき場合も考えられる。だが、後者の場合でも、譲与対象となる普通財産の価格が一定の金額を超えるような場合などには、対価性の判断や公益性の判断について、議会の関与を経るべき必要性を否定できない。

いずれの場合にせよ、譲与の対象となる普通財産の価格は、「特に無償とする必要」性要件の該当性の重要な要素となることは否定できない。

このような意味で、議会の関与を認めるべき普通財産の基準を解釈上一義的に導くことは難しいが、その目安としては、譲与対象が地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の重要な財産に当たる場合が考えられる。

すなわち、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号は、条例で指定する重要な財産の取得等については議決事件としている。

重要な財産の取得等については議決事件とされた趣旨については、「第六号及び第七号の場合を除き、財産の取得及び処分は通常執行機関限りでなし得るものであるが、契約の場合と同様条例で指定する重要なものについては個々の取得、処分をなすに当たって議決を要するものとしたものである。」

「重要な財産の取得等は、地方公共団体の財産の保有状況に大きな変動をもたらす」から議会の議決を要すると説明されている。

もっとも、この条例で指定される重要な財産は、条例で自由に定めることができるものではなく、地方自治法施行令の基準に従わなければならない、地方自治法施行令第 121 条の 2 は、都道府県（7000 万円以上）、指定都市（4000 万円以上）、その他の市（2000 万円以上）、町村（700 万円以上）ごとの予定価格の最低基準を定めている。

大阪市財産条例第 2 条は、予定価格 7000 万円以上の不動産の売払い（土地は 1 件 10,000 平方メートル以上のものに係るものに限る）については、議会の議決を必要とし、売払いの最低基準を都道府県並みにしている。普通財産である不動産の売払いについての大阪市長の権限は、予定価格が 7000 万円未

満の建物か、1件10,000平方メートル未満の土地のすべて、1件10,000平方メートル以上の土地のうち予定価格が7000万円未満である土地に限られ、それ以外は議会の権限となる。

地方自治法第96条第1項第8号及び条例の指定する重要な財産は、地方公共団体の財産の保有状況に大きな変動をもたらす重要な財産の範囲について一定の基準を示している。

地方自治法第96条第1項第8号及び条例の指定する重要な財産は、適正な対価のある取得及び処分については、議決事件とされ、議会の権限下におかれている。

これに対し、普通地方公共団体の財産を明らかに減少させる譲与について、上記の重要な財産であっても、議会の議決が不要とされ、議会が譲与における公益性と大阪市の財産減少との利益考量を判断できないというのは、背理であるうえ、総計予算主義からも大きく逸脱するものである。

従って、地方自治法第96条第1項8号所定の重要な財産に当たる普通財産の譲与は、財産の減少額の大きさ及び総額予算主義の観点から、原則として、大阪市財産条例第16条の無償の必要性を充足しない。

c 用途指定の有無

解説は、「譲与を行う場合、実務上は贈与物件について用途指定をすることが望ましい。」と述べるに止めており、大阪市財産条例は、譲与に当たって用途指定を義務づけているわけではない。

もっとも、一定の場合には、大阪市長が用途指定を行っているか否かも、特に無償とする必要性の判断における考慮すべき事情に含まれると考えるべきである。

というのも、既に述べたとおり、大阪市財産条例第16条は、公用又は公共用に供するためであっても本市の行政に関連する事務事業を大阪市に代わってその費用を負担して行なう国又は公法人のみを譲与の対象としている。相手方の公共団体が譲与後に当該普通財産を自由に使用することは想定されていない。

だが、譲与後に当該公共団体における公用又は公共用の用途指定が廃止され普通財産となり、あるいは本市の行政に関連する事務事業以外の事業の用に供される可能性は否定できない。そのような事態を回避するために、大阪市長が地方自治法238条の5第7項及びこれの準用する同条6項に基づき、用途指定を行うことで、大阪市は、譲与の解除を行うことができる。

このように大阪市が用途指定を行ったうえで譲与を行うことは、特に無償とする必要性（長が個別の議決を経ずに無償譲渡を行う特別の必要性）を判断するに当たって、その要件の充足を肯定する方向に働く事情である。

E 委任（大阪市契約規則第3条第1項第5号）

地方自治法第153条、大阪市契約規則（昭和39年4月1日規則第18号）第3条第1項第5号により普通財産に関する一部の契約の締結は、市長の権限から契約管財局長に委任されている。

すなわち、大阪市契約規則第3条第1項柱書は、「市長の権限に属する契約で次に掲げるものについては、別に定めるものを除くほか、契約の締結（契約の変更及び解除を含み、契約の履行に係る監督及び検査を除く。以下同じ。）を契約管財局長に委任する。」と定め、同項第5号は、「前2号に定めるもの以外の不動産に関する契約（不動産の貸付契約及び建物の所有を目的とする地上権の設定契約（契約管財局の所管業務に係るものを除く。）を除く。）」と規定している。

ここで、同項第5号所定の「前2号に定めるもの」とは、「物件の買入及び売払契約」（3号）、「物件の借入契約」（4号）であるから、第5号が掲げるそれら以外の不動産の契約は、不動産の譲与契約を含むと文言上は解釈でき、大阪市もそのように解釈していると思料される。

他方、大阪市は、大阪市長の判断と大阪市契約管財局長の契約行為との関係について、「委任されたとはいえ、当該契約締結行為については、市長の指揮監督が働くものであり、契約管財局長に委任された契約の締結については、市長の判断に拘束されるものと解される」と説明している。

（エ）寄附又は補助金に関する地方自治法 232 条の 2

普通地方公共団体の普通財産の譲与は、議会の議決があった場合でも、地方自治法第 232 条の 2 の適用を受ける（最判平成 23 年 1 月 14 日）。

すなわち、不動産の譲与は、同法 232 条の 2 の寄附又は補助に該当し、公益上必要であると認められなければならない。

公益上の必要があるとした当該団体の長の判断がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである場合は、当該譲与は、議会の議決があった場合でも、同条に違反して違法である。

なお、議決があっても、地方自治法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項の趣旨を没却する場合は、私法上も契約は無効である（最判平成 20 年 1 月 18 日参照）。

（オ）地方教育行政法

A 地方教育行政法の目的および理念

地方教育行政法は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする（地方教育行政法第 1 条）。

また、地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上および地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない（地方教育行政法第 1 条の 2）。

B 地方教育行政法における教育委員会と地方公共団体の長との関係

（A）教育委員会の職務権限

地方教育行政法は、教育委員会は合議制の行政委員会（地方教育行政法第 3 条）として地方教育行政の事務を執行することを定めているところ、同法第 21 条では教育委員会の職務権限として 19 の事務事項を定めている。

その 19 の事務のうち、「教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び

廃止に関する事」（地方教育行政法第 21 条 1 号）、「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関する事」（地方教育行政法第 21 条第 2 号）が規定されている。

（Ｂ）地方公共団体の長の職務権限

地方教育行政法は、教育委員会の権限だけでなく、地方公共団体の長の権限についても定めている。この点について、以下に述べるように、地方公共団体の長の権限は、法改正により権限が強化された。

（Ｃ）地方教育行政法の改正

地方教育行政法は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、法律が改正されて、平成 26 年 6 月 20 日に地方教育行政法は公布され、平成 27 年 4 月 1 日に改正法が施行された。

地方教育行政法が改正されたことにより、地方公共団体の長は総合教育会議を設置し（地方教育行政法第 1 条の 4）、大綱を策定する（地方教育行政法第 1 条の 3）こととなった。

なお、総合教育会議では、大綱の策定に関する協議（地方教育行政法第 1 条の 4 第 1 項柱書）や教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策（地方教育行政法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号）等について協議等する。また、地方公共団体の長は、大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議することとなっている（地方教育行政法第 1 条の 3 第 2 項）。

（Ｄ）その他の地方公共団体の長の権限

上記権限以外に、地方公共団体の長の権限としては、地方教育行政法 22 条では、6 つの事務について規定しており、その中には、「教育財産を取得し、及び処分すること」（地方教育行政法 22 条 4 号）、「教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと」（地方教育行政法第 22 条第 5 号）、「前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること」（地方教育行政法第 22 条第 6 号）が含まれている。

（Ｅ）事務処理の法令準拠

地方教育行政法第 24 条では、教育委員会および地方公共団体の長は、それぞれが事務を管理し、執行するに当たっては、「法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の期間の定める規則及び規定に基づかなければならない」と規定しており、事務処理が法令に準拠しなければならないとしている。

（力）本件譲与の違法性

A 地方公共団体相互間の経費の負担区分に関する地方財政法の規定に違反すること

（Ａ）地方財政法 28 条の 2 等違反

本件市立高校一括移管事業によって、大阪府は、令和 4 年 4 月 1 日に移管対象である各高等学校に対応する各高等学校を設置する。大阪府は、各移管対象

高等学校の施設、つまり、本件不動産を無償で提供される。

高等学校の施設の建設事業（建設事業には、建物の建設のみならず、同建物の敷地の取得も含まれる。）は、都道府県が経費を負担すべきものとして、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務であり、市長村による経費負担は、地方公共団体相互間の経費の負担区分を乱すものとして、地方財政法 28 条の 2 がまさに禁じていることである。

大阪府が令和 4 年 4 月 1 日に高等学校を設置するに当たって、大阪府は高等学校の敷地を大阪市から無償で譲渡されるが、これは、高等学校の建物の敷地の取得費用を大阪市が負担することに他ならない。

また、大阪府が令和 4 年 4 月 1 日に高等学校を設置するに当たって、建物の建設が伴わないが、その建物が無償で譲渡されることは、建物の建設費用を大阪市が負担することに他ならない。

既に述べた通り、負担転嫁の方法は、それが直接的である場合、又は間接的である場合などいろいろな場合があろうが、地方財政法 28 条の 2 は、いかなる方法によるものであっても、実質的にその経費の全部又は一部を他の地方公共団体に負担させる結果と成る場合は、すべてその規制の対象としている。

本件譲与は、令和 4 年 4 月 1 日から設置される大阪府の高等学校の施設の建設事業（建設事業には、建物の建設のみならず、同建物の敷地の取得も含まれる。）の経費を、大阪市が負担するものであって、当該負担は、地方公共団体相互間の経費の負担区分を乱すものとして、地方財政法 28 条の 2 が禁じている経費負担に該当する。

本件譲与は、地方財政法 28 条の 2 に違反する、違法な財務会計上の行為である。

（Ｂ）地方公共団体間の自発的・任意的寄附

この点、昭和 41 年 4 月 28 日付の内閣総理大臣の答弁を根拠に、市長村が自発的、任意的に都道府県に寄附を行うことは地方財政法 28 条の 2 等に違反しないという見解がある。

しかしながら、この見解は、地方財政法 28 条の 2 の解釈としては、維持しがたい。

まず、上記答弁も議員の質問の事例（千葉県）についての回答であり、しかも、寄附金にかかるものである。当該答弁をもって、地方自治法 28 条の 2 の条文解釈が一般的に示されたものとすることはできない。

次に、割当的寄附金等の禁止を定める地方財政法 4 条の 5 は、「割当的寄附金の強制徴収を禁止するにとどまり、篤志家の寄附のごとき真に自発的な寄附を禁止するものではない」が、「割り当てて強制的に徴収する行為に該当しなくても、他の地方公共団体に寄附させることが経費の負担区分を乱すこととなる場合、同条（請求人注 地方財政法 28 条の 2）の規制があることに注意する必要がある」とされている。

つまり、自発的、任意の寄附も、地方財政法 28 条の 2 の規制対象となりうるのが現在の解釈論である。

第三に、本件に類似の事案では、町が県に対してした寄附（ミニパトカー）が地方財政法 28 条の 2 に違反するとされた最判平成 8 年 4 月 26 日（判タ 908 号 120 頁）があるが、同判決においても、最高裁は、地方財政法 28 条の 2 違反について一切の例外を認めていないという見解に立つとはいえないものの、かなり厳格に地方公共団体間の寄附を制限すべきという考え方を採用しており、単に何らかの自発性があればよいとの立場ではないことは明らかである。

以上のとおりであって、自発的・任意的寄附であっても、原則として、地方財政法 28 条の 2 に抵触すると解するべきである。

（C）自発的・任意的寄附等の不存在

地方財政法 4 条の 5 の解釈としても、「法第 28 条の 2 の規定により地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことはしてはならないものとされていることにもかんがみ、市長村と都道府県との間においては、原則として」自発的な任意寄附は「ないものと考えられること」とされている。

そもそも地方公共団体間の自発的寄附が原則としてないものとされているうえ、本件については本件譲与につき議会の関与すらないのであるから、自発的任意の寄附と評価することはできないし、その他地方財政法 28 条の 2 の例外を認めるべき事情はまったくない。

（D）まとめ

以上の通りであり、本件譲与は、地方公共団体相互間の経費の負担区分に関する地方財政法の規定（地方財政法 28 条の 2 等）に違反して違法であるうえ、仮に自発的・任意的な寄附であることその他の特段の事情により地方財政法 28 条の 2 の例外が解釈上許されうるとしても、本件においては、そのような特段の事情はまったくない。

なお、本件譲与及び今後予定されている不動産の譲与が地方財政上の健全性を損なうものであることについては、立命館大学政策科学部教授の森裕之氏の意見書がある。

B 普通地方公共団体の譲与に関する地方自治法の規定及び大阪市財産条例に違反すること

（A）大阪市財産条例第 16 条違反

a はじめに

本件譲与は、大阪市財産条例第 16 条が定める①市長が特に無償とする必要性を認めること、②譲与の相手が、国又は公法人であること、③譲与の相手が当該財産を公用又は公共用に供することの 3 要件のうち、①及び③を欠いている。論述の便宜上、③から論じる。

b 譲与の相手が当該財産を公用又は公共用に供すること

既に述べたとおり、当該要件における公用又は公共用とは、譲渡相手の公用又は公共用であるということだけではなく、大阪市の行政に関連する事務事業でなくてはならない。「よって、相手が国又は公法人であることだけでは、譲与の相手方となるものではない。すなわち、国又は公法人が本市の行政に関連する事務事業を、国又は公法人の費用で本市に代って行なうという

点において譲与の対象となるのである。」

本件において、学校設置条例改正条例により大阪市立高校等は、令和4年4月1日に廃止され、同日をもって、本件不動産を管理している大阪市教育委員会は、本件不動産の用途廃止を行う。

学校設置条例改正条例に基づき、大阪市立高校等が令和4年4月1日に廃止されることにより、同日をもって本件移管対象高等学校における高等学校事業は、大阪市の事務事業ではなくなる。学校設置条例改正条例施行後も、当該高等学校事業が「本市の行政に関連する事務事業」であると言うのは、大きな疑義がある。

特に、高等学校事業は、都道府県の事務事業であり、都道府県下の特定の市長村の便宜を図ることは許されない（公立の高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律4条）。すなわち、都道府県の高等学校事業を、特定の市長村の「行政に関連する事務事業」として捉えることは、原理的に不能である。

本件においても、本件移管対象高等学校における大阪府の高等学校事業の運営に法的に大阪府の干渉することはできないし、その予定もされていない。

そうすると、本件譲与は、そもそも当該要件に該当しない。

c 市長が特に無償とする必要性を認めること

大阪市財産条例は、「特に無償とする必要」があると規定しているに止まり、市長が認めるという内容の文言は、付加されていない。市長が認めるという内容の文言は、解説において付加されているものである。

解説においては、明白ではないが、かかる文言は特に無償とする必要性の判断について、大阪市長に一定の裁量権を委ねる趣旨と解している可能性はある（要件裁量）。

本条は、議会と大阪市長の権限の分水嶺であるので、本条、地方自治法96条1項6号及び同法237条2項の趣旨からすると、当該要件の文言が一般的・抽象的であり曖昧であるとしても、当然に本要件の該当性判断につき、裁量権を認めることには消極とならざるを得ない。仮に裁量を認める余地があるとしても、便宜裁量ではなく、羈束裁量に止まる。

もっとも、本件は、仮に本要件の該当性判断につき、羈束裁量を認めたとしても、裁量権の逸脱・濫用があることは明白である。

① 本件不動産の財産規模は非常に大きいこと

本件不動産の財産規模は、台帳価格ベースで総額約1510億円であり、時価ベースでは更に高額の3000億円程度と推定される。本件譲与によって、大阪市の財産は、大きく減少する。本件譲与の対象全体としても、巨額であるうえに、個々の高等学校の施設を構成する不動産も、ほとんどが上記に述べた重要な財産の基準を超えている。

② 定型性、前例のなさ

大阪市において、本件不動産の規模の一括譲与は、定型的なものではないうえ、前例もない。

③ 実質的対価性がないこと

本件市立高校一括移管事業によって、大阪市は本件移管対象高等学校事業につき、将来の経費の負担を免れることになるが、その一方で、地方交付税も減縮されるので、実際には、地方財政の構造上プラス効果は見込まれない。

従って、本件市立高校一括移管事業は、全体としても見ても、本件不動産との対価関係を見出すことはできない。

④ 用途指定がないこと

既に述べたとおり、用途指定の有無は、特に無償とする必要性を判断する際の考慮要素があるが、本件市立高校一括移管事業においては、本件不動産を高等学校事業の用に供するように用途指定が行われない。

この点、大阪府立学校条例（大阪府条例第 89 条）第 2 条 2 項は、「入学を志願する者の数が三年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。」と規定している。大阪市には同様の規定は存在しないが、本件移管対象高等学校は、移管されると同時に同条項の適用対象となる。

そして、本件移管対象高校のうち、泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校は再編対象として既に俎上に上っているところか、大阪市は、大阪府が高等学校事業を廃止した場合も上記高等学校の不動産の返還を求めないで、売却すら想定している。

⑤ 無償貸付の手段を取らない理由がないこと

大阪府が高等学校事業を行うに当たり、本件不動産を取得する必要は無く、本件不動産を無償で借り受けても何ら問題は無い。それにもかかわらず、大阪市は、無償貸付けではなく、譲与を行う理由について何ら説明を行っていない。

⑥ 議会の関与の必要性が強いこと

本件譲与は、譲渡対象の財産規模が非常に大きく巨額の財産流出をもたらすものであるだけでなく、事例としての定型性、前例性もなく、実質的対価性もない。

本件譲与にあたって、大阪市は用途指定も行わないうえ、本件不動産を無償貸付としないことについても理由がない。

すなわち、本件譲与は、議会の関与が強く要請される案件であり、本件譲与を議決事件とせずに大阪市長ないしその委任を受けた大阪市契約管財局長の権限で本件譲与を行なったことは、譲与を議決事項とした地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の趣旨を没却ないしそのおそれがあると言わざるを得ない。

以上のとおりであり、本件譲与においては、長が個別の議決を経ずに無償譲渡を行う特別の必要性はないと言わざるを得ず、本件譲与につき、特に無償とする必要性はない。

当該要件の該当性につき、大阪市長ないしその委任を受けた大阪市契約管財局長に裁量権があったとしても、当該要件があるとする判断には裁量権の

逸脱・濫用があるので、結局、本件譲与は、大阪市財産条例第 16 条、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号、同法第 237 条第 2 項に違反して違法である。

(B) 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号違反

ところで、本件譲与は、大阪市財産条例第 16 条に基づき行われ、本件譲与を議題とする大阪市会の表決は行われていないが、大阪市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月 19 日条例第 57 号）の一部を改正する条例の審議において大阪市会の議決があったとする見解がある。

しかしながら、この見解は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の解釈・適用を誤るものであることについては、名古屋大学大学院教授稲葉一将氏の意見書がある。

C 地方自治法第 232 条の 2 違反

普通地方公共団体の普通財産の譲与は、議会の議決があった場合でも、地方自治法第 232 条の 2 の適用を受ける。

すなわち、普通地方公共団体による不動産の譲与は、地方自治法第 232 条の 2 所定の寄附又は補助に該当し、公益上必要であると認められなければならない。

公益上の必要があるとした当該団体の長の判断がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである場合は、当該譲与は、議会の議決があった場合でも、同条に違反して違法である（最判平成 23 年 1 月 14 日）。

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号が議会の権限を定めたものであるという建前からすれば、当該譲与が議決事件である場合は、公益上の必要があるとした当該団体の議会の議決につき裁量権の逸脱・濫用が問われるのが自然であるが、判断主体を、長とするにせよ、議会とするにせよ、普通公共団体による譲与は、地方自治法第 232 条の 2 の適用を受けることになる。

本件譲与は、その目的においては、大阪府による高等学校事業の用に敷地及び建物施設を供することであるので、目的においては公益性があるとはいえるが、譲与する財産の規模、すなわち、大阪市の損失を考えると、それを凌駕する公益上の必要性は考えられない。

従って、本件譲与は、地方自治法第 232 条の 2 に違反して違法である。

D 地方教育行政法に反すること

(A) 大阪市における大綱の策定について

大阪市では、平成 27 年 4 月 28 日に第 1 回大阪市総合教育会議、平成 28 年 2 月 17 日に第 2 回大阪市総合教育会議が開催された。

第 2 回大阪市総合教育会議の議題は、「教育に関する大綱の策定について」であるところ、同会議において、地方教育行政法により市長が定める大綱は、教育基本法第 17 条 2 項、並びに大阪市教育行政基本条例第 3 条および第 4 条に基づき定めた「大阪市教育振興基本計画」（平成 25 年 3 月策定）をもってこれに代えることとすると決定された。

なお、大阪市教育振興基本計画の策定経過は以下のとおりである。

平成 23 （2011）年 3 月策定

平成 25 (2013) 年 3 月改訂
平成 28 (2016) 年 3 月変更
平成 29 (2017) 年 3 月改訂
令和 2 (2020) 年 3 月変更
令和 3 (2021) 年 3 月変更
令和 4 (2022) 年度～令和 7 (2025) 年度

(B) 本件移管について

大阪市総合教育会議は、平成 27 年 4 月 28 日に開催され、令和 3 年度末までに延べ 19 回開催された。しかしながら、延べ 19 回開催された大阪市総合教育会議において、本件移管を含む高等学校の移管については、一度も議題にあがっておらず、全く議論されていない。

また、平成 25 年 3 月改訂から令和 3 年 3 月に変更した大綱（大阪市教育振興計画）では、府市の統合については触れられているものの、本件移管を含む高等学校の移管については、ほとんど触れられていない。

ところが、令和 4 年度から令和 7 年度までを期間として新たに策定された大阪市教育振興基本計画（2022（令和 4）年 3 月策定）では、市立高等学校が府へと移管されたことを既成事実として扱い、「令和 4 年度（2022 年度）の大阪市立高等学校の大阪府への移管に伴い、この計画は、就学前教育に始まり、小学校及び中学校における義務教育までの学校園に関する教育施策とともに、人生 100 年時代を見据え、生涯を通した学びが一層重要になっていることから、生涯学習に関する教育施策を対象範囲とします」と記載し、高等学校教育に関する事項を教育振興基本計画（大綱）の対象範囲から完全に除外している。すなわち、大阪市は、大綱を変更しているにもかかわらず、この点については、大阪市総合教育会議で何ら議論されていない。

(C) 地方教育行政法違反

a 地方教育行政法違反

地方教育行政法では、地方教育行政法 24 条において、教育委員会および地方公共団体の長は、それぞれが事務を管理し、執行するに当たっては、「法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の期間の定める規則及び規定に基づかなければならない」と規定しているところ、本件移管は、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」（地方教育行政法 1 条の 4 第 1 項第 1 号）に該当するにもかかわらず、既に述べたように、大阪市総合教育会議で全く協議されておらず、大綱にもほとんど記載されていない。

また、大阪市教育振興基本計画（2022（令和 4）年 3 月策定）では、市立高等学校が府へと移管されたことを既成事実として扱い、高等学校教育に関する事項を教育振興基本計画（大綱）の対象範囲から完全に除外しており、「大綱」を変更しているにもかかわらず、「大綱」を変更することについて、大阪市総合教育会議で何ら議論されていない。

以上から、本件移管に関しては、地方教育行政法第 24 条、同法第 1 条の 4 第 1 項第 1 号および 1 条の 3 第 2 項に違反する。

この点、本件移管の政策決定過程において地方教育行政法上の違法があることについては、元大阪市教育委員であり、武庫川女子大学教育学部教授（意見書作成日令和 4 年 10 月 17 日）現在）の矢野裕俊氏の意見書がある。

b 財務会計法規違反

地方教育行政法上の違反については、それは直ちに財務会計法規の違反をもたらす者ではないとの反論はありうるところであるが、本件移管における地方教育行政法上の違反は、地方教育行政における政策決定の秩序を著しく乱すものであり、その違法性の程度は甚だしいと言わざるを得ず、その違法性は、本件移管に伴う財務会計行為の違法性をもたらす十分な理由となるものと解する。

また、百歩譲っても、本件移管における地方教育行政法上の違反は、本件移管の目的の公益性を否定するものであり、地方財政法その他の財務会計法規の違反の判断に当たって、本件移管又はその目的につき公益性があるものとして考慮することは許されない。

E 地方自治法第 238 条第 1 項

前述の通り、行政財産は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までに定めるものを除き、交換、売払、譲与、出資若しくは信託等の処分又は貸付け若しくは私権の設定を行うことができない（同条第 1 項）。

地方自治法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までに定めるものとは、行政財産の貸付け及び私権の設定に関するものであるので、結局、行政財産は、交換、売払、譲与、出資若しくは信託等の処分を行うことができないということになる。

本件譲与において、本件不動産は、手続上、行政財産から普通財産への変更がなされているものと解されるが、高等学校事業そのものは廃止されるわけではないので本件不動産は、行政財産としての実体を失っていない。

従って、行政財産の譲渡を目的とする本件譲与は、地方自治法第 238 条第 1 項に違反するものである。

エ 大阪市の有する請求権

（ア）債務不履行又は不法行為

大阪市長松井一郎の指揮監督ないし意思決定のもと、大阪市契約管財局長宮本浩之が令和 4（2022）年 4 月 1 日に本件不動産を大阪府に譲与する旨の契約を締結したことは、既に述べたとおり、地方財政法等に違反する違法な財務会計上の行為であり、その結果、大阪市は、本件不動産相当額の財産的損害を被った。

当該譲与の契約を締結し、又は、これを指揮監督ないし譲与の意思決定を行なった宮本浩之及び松井一郎の行為は、大阪市に対する債務不履行又は不法行為に該当し、当該行為につき故意又は過失がある。

（イ）大阪市の損害

大阪市の土地台帳価格に基づくと、現時点（令和 5（2023）年 2 月 28 日現在）で譲与が行われていないものも含めて、令和 4（2022）年 3 月 31 日時点で大阪市

が設置者であった高等学校の施設（不動産）の価格は、別紙財産目録の通りであり、約 1,510 億円となる。

そのうち本監査請求において問題としている本件不動産の価格は 115,979,315,231 円となる。この金額は、あくまで土地台帳価格であるので、実勢価格は、これを上回る。

すなわち、本件譲与契約による大阪市の損害は、1159 億円を下回らない。

（ウ）請求権

以上の通りであり、大阪市は、松井一郎及び宮本浩之（以下「相手方ら」という。）に対し、債務不履行又は不法行為に基づき少なくとも 1159 億円を下回らない損害賠償請求権（以下「本件損害賠償請求権」という。）を有している。

（エ）市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

A はじめに

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年 3 月 27 日・条例第 28 号、以下「免責条例」という。）第 2 条は以下のとおり規定する。

（損害賠償責任の一部免責）

第 2 条 市長等が本市に対して損害を賠償する責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について、当該責任を免れさせる。

- (1) 市長 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（以下「基準給与年額」という。）に 6 を乗じて得た額
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 その者の基準給与年額に 4 を乗じて得た額
- (3) 人事委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は水道局長 その者の基準給与年額に 2 を乗じて得た額
- (4) 前 2 号に掲げる職員以外の本市の職員 当該職員の基準給与年額

相手方らに対する執行機関の損害賠償請求が認められた場合、相手方らに免責条例 2 条の適用があれば、宮本浩之については、免責条例 2 条 4 号に定める額、松井一郎については、免責条例 2 条 1 号に定める額の限度で責任を負う。

B 相手方らに免責条例の適用がないこと

しかしながら、相手方らは、以下に述べるように、職務を行うにつき悪意または重大な過失があるため、免責条例 2 条の適用はない。

（A）地方自治法 96 条 1 項 6 号の議会の議決がない

行政実務において広く参照されている松本英昭「新版逐条地方自治法第 9 次改訂版」（学陽書房、2017 年）1003 頁によると、「譲与」とは「無償で財産を譲渡すること」である。したがって、本件無償譲渡契約は、地方自治法 96 条 1 項 6 号および 237 条 2 項が定める「適正な対価なくしてこれを譲渡」

する行為に該当するところ、個別の議会の「議決」を要することは明らかである。なお、札幌高判平成 17 年 7 月 19 日判タ 1210 号 125 頁は、財産の無償譲渡の場合においても地方自治法 237 条 2 項が適用されると判示している。

ところが、松井一郎は、法令の解釈を誤り、財産条例 16 条の適用があると考え、地方自治法 96 条 1 項 6 号および 237 条 2 項の議決は必要ないと判断し、本件譲与という処分行為について大阪市会の議決を求める個別の議案は提出しなかった。したがって、本件譲与について、適正な対価によらない財産譲渡等を行う「必要性和妥当性」は、議会においてまだ「審議」されておらず、本件譲与契約は無効である。

にもかかわらず、宮本浩之は、松井一郎の指揮監督のもと、本件無償譲渡契約を締結した。

本件譲与契約を締結するに際し、条例 16 条の適用がなく、地方自治法 96 条 1 項 6 号および 237 条 2 項の議決が必要であることは、行政実務で参照されている文献やこれまでの裁判例から明らかであるが、相手方らは、文献や裁判例を参照あるいは検討せず、条例 16 条の適用があると判断しているところ、相手方らの上記判断には、故意あるいは故意と同視し得る重大な過失が認められる。

(B) 地方財政法違反

大阪府による本件不動産の無償取得は、大阪府の行う高等学校の施設の建設事業に要する経費の一部を大阪市に負担させること、あるいは経費負担の転嫁に他ならないから、本件無償譲渡契約の締結は、地方財政法第 27 条第 1 項および第 28 条の 2 に違反することは明らかである。

相手方らは、本件譲与契約を締結することが地方財政法第 27 条第 1 項および第 28 条の 2 に違反することは容易に判断することができるにもかかわらず、松井一郎の指揮監督のもと、宮本浩之は、漫然と本件無償譲渡契約を締結していることから、相手方らの判断には、故意あるいは故意と同視し得る重大な過失が認められる。

(C) 地方自治法 232 条の 2 及び同法第 238 条第 1 項違反

既に述べた通り、本件譲与契約の締結は、地方自治法第 232 条の 2 に違反する。すなわち、本件譲与の財産規模は、約 1159 億円であるところ、大阪市にとっては、本件譲与により、上記財産規模に見合う公益性は全く存在しない。そのため、本件譲与は、「公益上必要がある場合」に該当しない。したがって、本件無償譲渡契約の締結は、地方自治法第 232 条の 2 に違反する。

相手方らは、本件無償譲渡契約を締結することが地方自治法 232 条の 2 の「公益上必要がある場合」に該当しないことについて容易に判断できるにもかかわらず、松井一郎の指揮監督のもと、宮本浩之は、漫然と本件無償譲渡契約を締結していることから、相手方らの判断には、故意あるいは故意と同視し得る重大な過失が認められる。

また、本件不動産の実体が行政財産であることは明らかであるので、地方

自治法第238条第1項違反についても相手方らには悪意・重過失があると言わざるを得ない。

(D) 小括

以上から、相手方らは、本件譲与契約の締結が地方自治法第96条第1項6号、地方財政法、地方自治法232条の2及び同法第238条第1項に違反することは容易に認識することができるにもかかわらず、松井一郎の指揮監督のもと、宮本浩之が本件譲与契約を締結したことは、職務を行うにつき、悪意または重大な過失があるといえるため、免責条例2条の適用はない。

オ 怠る事実

(ア) 債権取立ての義務

普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の有する債権を管理しており、その債権について、政令の定めるところにより、債権の保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法第148条、149条6号、240条2項）。

(イ) 地方自治法第242条第1項所定の怠る事実

大阪市は、大阪市に対し、本件損害賠償請求権を有しているところ、大阪市長は、未だにこれを行行使していない。

これは地方自治法第242条第1項所定の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実該当する。

カ 結語

以上の通りであり、請求人らは、本件譲与契約を締結した大阪市契約管財局長及びこれを指揮監督する立場にあった大阪市長に対して、大阪市の被った損害を補填するため、上記（1）の住民監査請求の趣旨の通り、大阪市が被った損害の賠償請求を行うよう求めるものである。

2 請求の受理

本件請求は、大阪市長及び契約管財局長の故意又は過失（重過失）により行われた違法な市立高等学校等財産無償譲渡により本市が被った損害に係り、本市が両者に対して有している損害賠償請求権を未だ行使していないことについて、違法不当な財産の管理を怠る事実該当するものとしてなされたものとして、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項等

大阪市立高等学校等の各高等学校の財産（不動産及びこれに付属する備品）の大阪府への無償譲渡を対象に、それが違法不当な財産の処分となり大阪市に損害が発生し、その結果、損害賠償請求権が成立するかについて、大阪市監査委員監査基準に準拠して住民監査請求監査を実施した。

2 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所

行政委員会事務局執務室等

（2）実施日程

令和5年3月14日（火）から4月27日（木）まで

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は、次のとおりである。

- ・ 私は本件に限らず、常々、そもそも大阪市のオーナーは誰かということを考える。分かりやすく言うと、大阪市をアパートに例えると、家主はもちろん市長ではない。我々市民が家主である。市長は家主から管理を任されている管理人である。アパートの家主と管理人、どちらがアパート経営についてイニシアティブをとるべきか。当然、家主である。もし家主の方針に従わない管理人がいたとすれば問題である。ましてや、家主の大事な資産を勝手に無償譲渡するような管理人には法的措置がとられて当然である。
- ・ 先ほどのアパートの例えでいうと、大阪市会の議員は、少しややこしいが、家主が法人だとすると家主側の社員である。つまり、管理人が契約違反していたり、不正を働いていないかをチェックして、家主の利益を守るのが役目である。しかし不思議な事に、家主の利益を毀損するような行動をする社員が多い現状である。
- ・ 折しも4月9日はこの管理人と本来、管理人の不正や契約違反をチェックすべき家主側の社員との契約更新をする4年に一度のチャンスである。私を含め多くの大阪市のオーナーは、新たな管理人、新たなオーナー側の社員に契約を切り替えるであろう。それだけでなく、自らが、社員として現場に出ようとするオーナーも数人いる。私は全力でそういうオーナーを応援するつもりである。
- ・ 今回の住民監査請求は大阪市立高校すなわち大阪市が所有していた不動産が、大阪府に違法に無償で譲渡された結果、大阪市、大阪市民が1,159億円を下回らない損害を被ったので、地方自治法の規定により、無償譲渡の意思決定を行い、契約締結を指揮・監督した市長松井一郎及び契約管財局長に対して大阪市民の被った損害を填補するために損害賠償請求を行うことを求めるものである。

- ・ 現在、市立高校 4 校、水都国際高等学校、扇町総合高等学校、桜宮高等学校、東淀工業高等学校が無償譲渡されておらず、工事終了後は無償譲渡の予定である。納税者の苦労も顧みず、大阪市の無償譲渡という大判振る舞いは、市民の感覚からして全く納得できないことである。法的にいても地方財政法に抵触するのは明らかである。地方財政法では府立高校の建設事業は府が負担することとなっている。
- ・ 今回の問題で指揮・監督する立場にある松井一郎市長に損害賠償という形で、責任を明らかにするための住民監査請求である。
- ・ 2 度の住民投票否決をなし崩しにする広域行政一元化条例制定に至る経過の中で市会において高校移管が提案され決議され、2022 年 4 月に市立高校が一括移管された。都構想に関わる住民投票で示された、市民の意思とは真逆な一元化条例と高校移管・無償譲渡問題を私たちは問題視し、差し止めを求める住民監査請求、それに続く住民訴訟、控訴審と経過してきた。
- ・ 大阪市は高等学校の施設として供されていた土地・建物を大阪府に無償で譲渡する旨の契約を締結したが、その際、無償譲渡を議題とした大阪市の評決は存在しない。
- ・ 全市会議員へのアンケートを行ったが、各議員各会派の認識が出て、みんなバラバラであることが明らかとなった。
- ・ 疑問に思ったことは府への移管によりどのような教育的効果があるのか、全くもって理解しがたい。府への移管は、市立高校教育に携わった人たち、生徒、卒業生の思いをくみ取り、また大阪市民に理解されている教育施策なのかということである。決してそうではない。
- ・ そこで、大阪市の行政を見守るために集まったメンバーが、市会での議論について地域の議員の話を聞く機会を作った。その議員の説明に愕然となる。東淀川区の議員だが、府営住宅が無償で譲渡されているからよいではないかということ述べられた。バスターとは言いながらい府営住宅をもらっているのだからよいではないかと述べられて愕然とした。
- ・ 今回の市立高校の不動産を府に無償譲渡した手法だが、地方自治法では行政財産は交換、売却、譲与、出資、信託等の処分ができないとしている。府に移っても高等学校事業そのものは廃止されておらず、不動産は行政財産としての実態を失っていない。2022 年 3 月末日から 4 月 1 日の間、市から府への移管の過程で極めて強引な手法が行使されている。今回の移管は、高等学校の教育を正常に移管するよりも、何がなんでも財産をむしり取るという以外の何物でもなく、そこには教育の条理は全く見当たらない。この事実が明らかになればなるほど、到底市民には理解しがたく賛同は得られない。
- ・ 大阪市では地方教育行政法により、市長が定める教育に関する大綱は大阪市教育振興基本計画をもってこれに代えると決定されている。しかし、延べ 19 回開催された大阪市総合教育会議において無償譲渡を含む市立高校移管について一度も議案に上がらず、まったく論議されていないし、会議資料にも言及がない。このことは矢野裕俊教授が指摘しておられる。矢野教授意見書は事実証明として提出している。矢野武庫川女子大教授は元大阪市の 2009 年から 2013 年まで教育委員、2011 年に教育委員長を務めている方である。
- ・ ところが、請求書 37 頁に記載したように、突如 2022 年策定の大阪市教育振興基本計画では市立高校が府に移管されたことを既成事実として扱っている。高校教育に関する事項を教育振興基本計画の対象範囲から完全に除外しているのである。大阪市は大綱を変更しているにもかかわらず、大阪市総合教育会議で何ら議論されていない。

- ・ 今回の移管は地方教育行政法の規則及び規定を無視し、大阪市総合教育会議で全く協議されておらず、大綱にもほとんど記載されていないことが明らかである。この事実からも、今回の市立高校の府への移管は地方教育行政法違反である。
- ・ 矢野教授は意見書で今回の市立高校 22 校が一括して府へ移管され、またそれに伴って市立高等学校に係る教育財産が府に無償譲渡されたことにつき、それが単なる設置管理者の移転や変更にとどまらない、重大な問題を含むものであり、またそのために採られた手続きに看過できない重大な瑕疵があると述べられている。
- ・ その中で府への移管の発端となった、2019 年 5 月の市会定例会議における市長の施政方針演説の中で表明された、現在の教育委員会で市内にある 400 以上の小中高等学校を見るのは無理があります、という極めて唐突な認識が示された点を重視したい。
- ・ 市の教育行政を主管する大阪市教育委員会においても、市長と教育行政により構成される総合教育会議においても、どのような無理があるのかについて議論されたことは一度もなく、無理があるとの認識は共有されていない。また、市長に策定権限のある大綱、つまり大阪市教育振興基本計画を踏まえたものでもなかったと矢野教授は述べられている。策定権限はあるが、首長が独断で大綱を定めたり変更は出来ないはずである。
- ・ 22 校に及ぶ市立高等学校の府への一括移管がなぜ必要なのか、市と府の高校生の学びにどのような利点をもたらすのか、またどのような問題点があるのかについて誰からも明示的説明がなされておらず、ほとんど議論も行われず、市長の専決事項であるかのように扱われ、市教育委員会はそれを追認してきた。これは明らかに地方教育行政の組織及び運営に関する法律から逸脱するものである。さらに言えば、市立高校の府への移管は、大阪市が明治時代から今日まで百数十年をかけて築いてきた、特色ある実業教育のあり方に対する責任をいきなり放棄するものである。この重大決定について大阪市、市教育委員会とこの決定に関わった全市会議員は市民にどのように説明しているのかを明らかにする責任がある。
- ・ 経過をたどると、市立高校の府への移管は、大阪市を廃止・解体し大阪府の特別区に再編することを目指した、いわゆる都構想を下敷きにするものであり、府市統合本部での議論をそのまま受け入れ進められた。しかし、府市統合を目論む都構想の住民投票により否決された後も、当時の松井知事と吉村市長により意思決定機関の外でルールが敷かれた。
- ・ 2015 年 5 月 17 日と 2020 年 11 月 1 日に行われた住民投票により、大阪市廃止、特別区への再編成という方針は 2 度にわたって市民に否定された。府市統合本部は最初の投票での反対を受けて廃止された経過がある。
- ・ それにもかかわらず、住民の意思を受け止めることなく、かつての府市統合本部において策定された計画を押し通そうとした市長及びそれに追従し真摯な議論を怠ってきた市教育委員会の姿勢は、市民に対して責任を負うべき教育行政の責任を投げ出すものであるといえる。
- ・ さらに、長年の市立高校の実践の中で、市教育委員会事務局において培われてきた実業教育や新しいタイプの専門教育の開発と経営に関わる手法、知的財産は一朝一夕に出来上がったものではない。移管によって市に培われてきた教育資産が投げ出されてしまった。
- ・ 改めて、無償譲渡の前提となる市立高等学校の府への移管についてその問題点を矢野教授意見書に沿って指摘する。まず、大阪市立高等学校の府への移管は、地方教育行政法の定めに基づいて行われたものでなく、むしろ同法に違反した松井市長の独断ともいえる方針表明により進められた施策である。それには必然性も妥当性もない。

- ・次に、大阪市立高校の府への移管と教育財産の無償譲渡は、住民投票で否定された府市統合に固執して進められた施策であり合理的な根拠を持たない。最後に、府への移管と無償譲渡は不当であり、撤回すべきである。市長はじめ関係者の責任は重大である。
- ・大阪市立高等学校を府に一括移管する必要性が全く見当たらない。松井一郎大阪市長の指揮監督、意思決定のもと大阪市契約管財局長が、2022 年 4 月 1 日に市立高校不動産を府に譲渡契約したことにより大阪市、大阪市民は不動産相当額の損害を被ったことは明らかである。不動産価格は控訴中の 4 校を除きあくまで台帳価格で約 1,160 億円である。
- ・大阪市は市が被った損害の賠償を松井市長、宮本契約管財局長両名に対して請求する権利を有している。直ちに損害賠償請求を決定していただきたい。

なお、陳述時の質疑応答において、次のことを確認した。

(アンケートで、会派で意見が違うとはどのような回答であったのか。)

- ・今回の議案 182 号に、条例と高等学校と中学校の廃止以外に、無償譲渡も含まれているという認識であったかどうかという質問が一つ、議会において地方自治法 96 条 1 項 6 号の議会の議決が必要だという説明があったかどうかという質問が一つ、議会において大阪市財産条例 16 条によって無償譲渡するという説明があったかどうかという質問と、議会の議決が必要だという前提であれば、この無償譲渡について賛成するかどうかという質問、この 4 つの質問と、そもそも議会に出席していたかどうかということは当然尋ねている。自民党、公明党、自民くらしとほぼ答えが全部違う内容であり、16 条でやりますという説明を受けたというふうに聞いた会派もあれば聞いていないという会派もあり、地方自治法 96 条 1 項 6 号の議決がいるという説明を市会事務局から聞いたというふうに入っている会派もあれば、聞いていないという会派もある。議案 182 号の中に、無償譲渡も含まれているというふうに認識している会派もあれば、それは含まれていないという会派もある。
- ・若干補足すると、会派という説明をしたが、各議員が個別に回答しているところもあれば、会派でまとめて回答しているところもある。
- ・質問とそれに対する回答については、追加で事実証明書として出したいと思う。
- ・いずれにしても、議案というのはすべて重要なわけで、提出された趣旨なり意味合いについて、議員がそれぞれ違う認識で議会の議決に臨んでいるということは、極めて憂慮すべきものである。
- ・そのようなことが、今回の高校の移管問題、無償譲渡問題で、現状、起こっているということを指摘していた。もともと 182 号議案というのは、高校廃止、高校の設置について廃止するという条例で、それ自体は財産権の移転ということについては何ら触れてないという状況の中で、実際に前回我々が監査請求した監査委員の判断もそうであるし、その先行する住民訴訟、地裁の判決においても、実質的に、財産権の転用する高校の財産を移転することについても審議して判断したというような判断となったので、我々の方で実際のところ議員の方々はどのような認識で議決をされたのかというふうに、アンケートをとったわけである。
- ・その結果が先ほど申し上げたように各会派或いは議員の中でも各人ごとにバラバラの認識で、結局のところ先ほど別の請求人からの指摘もあったが、要するに議題の中に含まれていないので、そうすると皆さん自分が何を評決しているかよくわからないまま議決している。そう

いう実態が我々のアンケート上で明らかになった。これを前の住民訴訟で、高等裁判所に証拠を出している。

- ・ 今回ご質問があったので途中で事実証明として出させていただこうと思っている。

4 監査対象所属に対する調査（35 ページ以降に詳述）

令和 5 年 3 月 31 日及び同年 4 月 20 日に、行政委員会事務局職員が、契約管財局職員に対して調査を行った。

第 3 監査の結果

本件監査の実施にあたっては、令和 3 年 7 月 30 日付けで提出のあった市立高等学校等の財産無償譲渡差止に係る監査請求（以下、「前回監査」という。）と同一の財務会計行為に対する監査であったことから、以下の「1 本件請求に係る事実関係」のうち、「（2）市立学校設置条例の一部を改正する条例案の提出に至る経過」及び「（3）市立学校設置条例の一部を改正する条例案の審議等について」については、前回監査における監査の結果と同内容を下記のとおり記載する。

1 本件請求に係る事実関係

（1）関係法令等

ア 地方自治法の規定

普通地方公共団体の議会は、条例で定める場合を除いて、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けることを議決しなければならないとされている（第96条第1項第6号）。

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている（第232条の2）。

第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならないとされている（第237条第2項）。

行政財産は、第238条の4第2項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないとされている（第238条の4第1項）。

イ 地方財政法の規定

国は、地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金等を割り当てて強制的に徴収等するようなことをしてはならないとされている（第4条の5）。

高等学校の施設の建設事業を除き、都道府県の行う土木その他の建設事業でその区域

内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる（第27条第1項）。

地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならないとされている（第28条の2）。

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされており、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされている（第1条の3）。

また、地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議を行うため、総合教育会議を設けるものとされている（第1条の4）。

エ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならないが、この場合、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならないとされている（第4条）。

オ 大阪市財産条例

普通財産は、公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限り、国又は公法人にこれを譲与することができる（第16条）。

（2）市立学校設置条例の一部を改正する条例案の提出に至る経過

ア 平成26年1月大阪府市統合本部会議等

大阪市立の高等学校の大阪府への一元化について、平成26年1月28日に開催された、第22回大阪府市統合本部会議において、高等学校については、新たな大都市制度実施時期に合わせて移管を行うこととする、ただし、大阪市立高等学校（枚方市）のみ関係者理解など条件が整い次第、大阪府に移管するものとするという基本的な考え方について協議が行われ、同年同月29日に開催された戦略会議において、その基本的な考え方の方向で進めることが決定された。

イ 令和元年5月23日施政方針演説

令和元年5月23日、市会定例会において行われた施政方針演説において、前市長は、市立の高等学校は大阪府に移管し、基礎自治体である大阪市は、小中学校に特化した上で、人材や予算を集中させる旨を表明した。

ウ 大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた基本的な考え方について

令和元年8月27日に開催された第17回教育委員会会議において、議案第63号大阪市立高等学校等の大阪府への移管について、が上程され、以下に示す大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた基本的な考え方について（以下「基本的な考え方」という。）（案）により大阪府と協議を進めることが可決された。

基本的な考え方（案）のうち、財産の取扱いに関するものは次のとおり。

（１）移管の対象と時期（抜粋）

- ・令和6年3月に閉校予定の南・西高等学校の校舎・用地は大阪市の資産として取り扱う。

（２）移管に関しての対応方針（抜粋）

- ・土地、建物、工作物及び備品等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡する。

（移管する施設等については、府市で協議を行った上で、府立学校の運営に必要なものは移管しない。なお、移管時点で工事中の学校については、大阪市における工事終了後、すみやかに無償譲渡を行う。）

基本的な考え方（案）は、令和元年10月2日の市会教育こども委員会において報告され、財産の取扱いに関して、永井啓介委員からは、統廃合後の跡地利用について意見があり、また長岡ゆり子委員からは、土地・建物の無償譲渡について質疑があり、理事者からは、事業の安定的な運営を行うためにも、事業のための資産と負債を一体的に管理することが必要である旨の答弁があった。

また、同年11月7日の市会決算特別委員会において、多賀谷敏史委員から、大阪府に土地、建物を無償で譲渡する必要はなく、無償使用を認めることでよいのではないか、また、市民に損害を与えないようにしなければならないのではないかと質疑があり、理事者からは、土地、建物については、無償で大阪府に譲渡する旨、また市長からは、事業の安定的な運営を行うためには、事業のための資産と負債を一体的に管理することが必要である旨、また大阪市民も大阪府民であり、その財産の所管が大阪市から大阪府に移ったところで、大阪府民でもある市民にとって、財産が毀損したことになる旨の答弁があった。重ねて多賀谷委員からは、国有財産の制度について、国は、法に定めがある場合は別として、使用権を持って足りるものであれば、譲与することはできないと決めている旨の指摘があった。

エ 大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた検討状況の中間報告について

令和2年1月21日に開催された第1回教育委員会会議において、報告第5号市立高等学校等移管計画策定に向けた中間まとめについて、が上程され、以下に示す大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた検討状況の中間報告（以下「中間報告」という。）（素案）が報告された。

中間報告（素案）のうち、財産の取扱いに関するものは次のとおり。

移管に関しての対応方針

- ・土地、建物、工作物及び備品等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡す

る。

（移管する施設等については、府市で協議を行った上で、府立学校の運営に必要なものは移管しない。なお、移管時点で工事中の学校については、大阪市における工事終了後、すみやかに無償譲渡を行う。）

- ・現在の南高等学校、西高等学校の校地・校舎は無償譲渡の対象外とする。

中間報告（案）は、令和2年2月17日の市会の教育こども委員会において報告され、理事者から、教育内容等以外の方針については、前回の報告（上記ウ）から大きな変更がない旨の報告があった。

また、令和2年3月18日の市会の教育こども委員会において、木下吉信委員から、府に移管された後でも、もともとこれは大阪市民の財産あることを踏まえた縛りをかけてほしい旨の質疑があり、理事者から、成案化された移管計画並びに再編整備計画は、府市連名で広く市民・府民に公表する行政計画であり、府に移管された後も計画に基づき実施されていく旨の答弁があった。

オ 大阪市立の高等学校等移管計画について

令和2年8月18日に開催された第10回教育委員会会議において、議案第68号大阪市立の高等学校等移管計画（案）について、が上程され、大阪市立の高等学校等移管計画（以下「移管計画」という。）（案）の策定について可決された。移管計画（案）における財産の取扱いについては、中間報告（案）から変更はない。

移管計画（案）は、令和2年9月18日の市会教育こども委員会において報告されたが、その際、次の内容の大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う譲渡財産の取扱いの基本的な考え方について（以下「譲渡財産の取扱いの基本的な考え方」という。）（案）が合わせて報告された。

譲渡財産の取扱いの基本的な考え方（案）は次のとおり。

○財産は、起債償還費を併せて承継することとして、無償で譲渡する。

○譲渡した財産は、移管した高校の用途に直接使用することを基本とする。

○譲渡した後に、移管した高校について定員割れ等により再編することが必要となった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- ・府立高校の用途に利用することを原則とする。
- ・特別支援学校の用途に転用することが必要な場合は、転用可能とする。
- ・ただし、普通財産としての処分（売却等）については、収益を府立学校の教育充実に充てる場合は、処分可能とする。

○移管と併せて再編を検討している高校（泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校）の取扱いは、次のとおりとする。

- ・廃校とすることが決定した高校が使用していた財産は、売却することを基本とし、収益を再編により新設する工業高校、都島工業高校、又は工芸高校の教育の充実に使用することとする。

報告の後、財産の取扱いに関して、石川博紀委員から、再編整備の対象である工業系

高等学校3校の土地面積や価格について質疑があり、理事者から、泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校の3校の令和2年4月1日時点の公有財産台帳上の面積及び価格について答弁があった。また石川委員から、大きな土地を手放すことの周辺のまちづくりへの影響について意見があった。

令和2年11月18日に開催された戦略会議において、大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けて、平成26年1月の戦略会議で決定した移管時期や資産・負債の取扱い等に関する基本的な考え方を、新たに策定した移管計画（案）に基づく方針へ変更するとともに、それに伴って府市で策定した譲渡財産の取扱いの基本的な考え方（案）が決定された。

（３）市立学校設置条例の一部を改正する条例案の審議等について

ア 理事者からの説明

令和2年12月3日の市会教育こども委員会において、理事者より、市立学校設置条例の一部を改正する条例案の説明があり、その際、移管計画（案）及び譲渡財産の取扱いの基本的な考え方（案）について、配付及び説明が行われた。移管計画（案）は、令和2年9月18日の市会教育こども委員会における報告から変更はなく、譲渡財産の取扱いの基本的な考え方（案）については、「普通財産としての処分（売却等）については、収益を府立学校の教育充実に充てる場合は、処分可能とする。」の後に、次のとおり追記したことが説明された。

追記した部分は次のとおり。

- ・普通財産としての処分（売却等）については、生じた収益を府立学校の教育の充実のために充てていく場合は処分可能とする。ただし、その収益を通常の学校運営に係る経費には充てないこととする。なお、当該収益の使途については、毎年度公表するものとする。

《府立学校の教育の充実例》

- ・ニーズや教育課題に対応した、新たな高等学校や特別支援学校の開設
- ・教育の充実のために必要な設備更新や建物改修
- ・新しい時代に必要となる生徒の資質・能力の育成につながる事業 など

イ 令和2年12月3日の教育こども委員会における財産の取扱いに関する主な質疑等

伊藤亜実委員からは、移管した財産の取扱いの担保について、また条例改正の議案だが、譲渡財産の取扱いの基本的な考え方を含めて判断するものかについて質疑があり、理事者から、大阪府教育委員会と大阪市教育委員会の両教育長の間で覚書を締結する予定である旨、また譲渡財産の取扱いの基本的な考え方の中身も含め、一体のものとして判断されたい旨の答弁があった。

石川博紀委員からは、売却収益を充実した教育に使ってもらえるかの担保について、無償譲渡しようとしている土地の価格について、大阪市財産条例第16条の「特に無償とする必要」について、無償貸与とした場合の弊害について、また有償譲渡についての質疑等があり、理事者からは、当該収益の使途を毎年度公表する旨を追記した旨、土地の価格は令和2年4月1日時点の公有財産台帳上の価格では約1,275億円である旨、学校

運営を行うものが自ら学校資産を所有し、一体的に管理しながら運営することが必要であり、貸与とした場合、学校の土地・建物において何らかのトラブルが発生したときに、迅速・的確な対応が困難となり、各高校の運営の支障となるおそれがある旨、また無償譲渡が前提の移管計画案である旨の答弁等があった。

太田晶也委員からは、大阪府へ財産を譲渡することが目的なのではとの意見があった。

岸本栄委員からは、譲渡財産の処分収益のチェック等について、また譲渡財産が処分可能となった際の大阪市での優先的な活用等について質疑があり、理事者からは、府と市で協議の場を設け、市会へも報告する、また本市における活用用途の有無を優先して確認して進めることについて理解を得ている旨の答弁があった。

井上浩委員からは、覚書の効力について指摘する意見があった。

ウ 市立学校設置条例の一部を改正する条例案の可決について

令和2年12月9日の市会定例会において、教育こども委員長より、教育こども委員会に付託された市立学校設置条例の一部を改正する条例案については、次の附帯決議を付して原案を可決すべきものと決した旨の報告があった。

附帯決議は次のとおり。

附帯決議

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管にあたっては、大阪府との間で合意した「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う譲渡財産の取扱いの基本的な考え方(案)」に基づき、譲渡財産が今後の府立学校の教育の充実に確実に活用されるために、以下の事項に留意すること。

- 1 大阪市教育局と大阪府教育委員会で協議の場を設け、譲渡財産の処分の方針、収益の活用の方針等の具体的な内容について協議すること。
- 2 協議した内容については、市会に報告すること。

次いで、財産の取扱いについては、次のとおりの討論が行われた。

太田晶也市議は、土地の無償譲渡について、大阪市財産条例に定める、特に無償とする必要はなく、大阪市財産条例第16条、地方財政法第27条及び第28条の2並びに学校教育法第5条に違反する可能性があるとして、本条例案に反対の討論を行った。

伊藤亜実市議は、資産や負債を含め、高校運営全般を大阪府が一体的に管理運営することが大阪全体の教育の充実につながる、ただし、譲渡財産の処分の方針、収益の活用方針等については、協議した内容について市会で報告を求めるとして、本条例案に附帯決議を付して賛成すべきとの討論を行った。

井上浩市議は、大阪市立高校は市民の財産であるとして、本条例案に反対であるとの討論を行った。

討論の後採決が行われ、市立学校設置条例の一部を改正する条例案は、附帯決議を付して可決された。

（４）関連訴訟の判決内容

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う土地、建物の無償譲渡に対して、譲渡契約の差し止めを求めた住民訴訟（令和３年（行ウ）第 119 号 財産無償譲渡差止請求事件）については、令和４年３月 25 日に大阪地方裁判所にて判決言い渡しがあった。

ア 主な争点の判断

- ・ 本件無償譲渡契約の締結により、大阪市が大阪府に本件不動産を無償で譲渡し、大阪府が大阪市から本件不動産を無償で取得することは、大阪府が大阪市に対し大阪府が負担すべき経費の負担を転嫁するものではない上、大阪府と大阪市との間における適正な財政秩序を乱すものとはいえず、ひいては地方財政の健全性を害するものとはいえない。
- ・ 森意見書は、財政的観点から意見を述べたものであって、必ずしも地方財政法 28 条の 2 の解釈について述べたものではない。そうすると、森意見書を、本件譲与ないし本件無償譲渡契約の締結が地方財政法 28 条の 2 に違反することを裏付ける資料として用いることは適切ではない。
- ・ 大阪市という大規模な市の財政規模を踏まえると、大阪市が台帳価格で約 1510 億円の本件不動産を大阪府に無償で譲渡することは、対象となる財産の価格の観点や財政的な観点からみても許容し得る範囲を超えているとまではいえない。
- ・ 地方自治法 232 条の 2 の定める公益上の必要があるとした大阪市長及び被告（契約管財局長）の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものであるということとはできない。
- ・ 本件無償譲渡契約の締結が財産条例 16 条の要件を満たさず同条に違反するとしても、本件無償譲渡契約の締結について地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項の議会の議決があったということができる。
- ・ 本件譲与ないし本件無償譲渡契約の締結は、財産条例 16 条に違反する違法な行為に当たるかについて判断する必要はない

イ 判決内容

- ・ 本件譲与ないし本件無償譲渡契約の締結が①地方財政法第 27 条第 1 項及び 28 条の 2、②地方自治法 232 条の 2、③地方自治法 96 条 1 項 6 号及び 237 条 2 項に違反する違法な行為に当たるとはいえない。
- ・ 原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

（５）無償譲渡契約について

ア 譲渡手続

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管にあたっては、令和４年３月 29 日付けで「市有不動産の無償譲渡及び同契約の締結について」にて市長決裁が行われ、次のとおり、譲渡人を大阪市（甲）、譲受人を大阪府（乙）として、令和４年４月 1 日付けで「市有財産無償譲渡契約書（土地・建物）」が交わされ、市有財産の無償譲渡契約が締結された。

- ・譲渡人 大阪市（契約担当者：大阪市契約管財局長）
- ・譲受人 大阪府（代表者：大阪府教育委員会 教育長）

イ 契約条項

令和4年4月1日付け「市有財産無償譲渡契約書（土地・建物）」の主な契約条項は次のとおりである。

- ・譲渡物件（第2条）

甲が乙に無償譲渡する物件は、別紙「財産目録（第2条関係）」のとおりである。

- ・所有権の移転及び登記嘱託（第3条）

譲渡物件の所有権は、令和4年4月1日に乙に移転するものとする。

- ・指定用途（第6条）

乙は譲渡物件を直接「大阪府立学校条例（平成24年大阪府条例第89号）第2条の2の規定による中学校及び同条例第3号の規定による高等学校」用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

- ・指定用途等の変更及び解除等（第7条）

乙は、譲渡物件の全部又は一部について、指定用途の変更若しくは解除、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、甲と協議し承認を得た場合はこの限りでない。

- ・実地調査等（第8条）

甲は、第6条に規定する指定用途に供している間、譲渡物件について随時その使用状況を実地に調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- ・契約解除（第10条）

本件譲渡を違法とする内容の裁判判決が確定した場合、甲は本件譲渡契約の全部又は一部を解除し、判決の内容を踏まえた是正措置を講じるものとする。

2 前回監査に関する調査

令和5年3月31日に行政委員会事務局職員が、契約管財局職員に対して、前回監査時における調査事項のうち今回の請求に関連する事項について、現時点での見解を改めて確認したところ、教育委員会事務局も含めて、前記1（4）の関連訴訟においても概ね同様の主張を行っているとのことであった。

従って、「（1）監査対象所属に対する調査」及び「（2）関係人（関係所属）に対する調査」については、今回監査において必要となることから、前回監査における調査の結果の一部を下記のとおり記載する。

（1）監査対象所属に対する調査

ア 請求人が、本件譲与について違法であると主張している点について、契約管財局に確認したところ、次のとおりであった。

- ・平成17年2月9日東京高裁判決（昆虫の森負担区分事件・平成19年5月23日最高裁上告不受理決定）では、地方財政法第28条の2の解釈として、法令の規定と異なる地方公共

団体が経費を負担する結果となるような行為について、実質的に見て地方財政の健全性を害するおそれのないものは例外的に許容していると解するのが相当との見解が示されている。

仮に、判例に照らして考えた場合においても、本件では、市の事務事業としていくに当たり、移管に伴い土地建物を無償譲渡することについて、政策的に合理性があることや、負債とともに府に継承すること、移管後の運営経費は府が負担すること等と併せて府市の財政状況について一方的に悪影響を及ぼすものでもないこと等も考慮しながら、府市が対等な立場で十分協議を重ねた上で、双方の議会での議決も経て決定されていることから、府市の財政の健全性を害するおそれはないと解され、地方財政法第28条の2に違反するものとは言えないとする弁護士意見を得ている。

- ・大阪市財産条例第16条では、「公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限り、国又は公法人にこれを譲与することができる。」とされている。本件は、高校運営の市から府への移管を目的としており、財産が公用に供されることは明らかで、無償とすることにも一定合理性があるため、当該規定に基づいて無償譲渡を行ったとしても、大阪市財産条例に照らし違法とは言えないとする弁護士意見を得ている。
- ・上記2点に違反がないことを踏まえると、法第232条の2に違反しないものとする。

弁護士見解を得ているとしている点について、契約管財局に重ねて確認したところ、この弁護士見解とは、教育委員会事務局で実施した法律相談であるとのことである。なお、教育委員会事務局が実施した法律相談の内容は、後記（2）アのとおり。

イ 前記アの地方財政法第28条の2違反であるかについて、重ねて契約管財局に局としての見解を確認したところ、教育委員会事務局において弁護士見解も得ていることから、違反はないものと考えているとのことであった。

また、請求人が陳述において示した、同条項による地方公共団体間の寄附について、厳格に制限すべきであり、例外は極めて限られた場合にのみ認められる旨の見解に対する契約管財局の見解を確認したところ、次のとおりであった。

- ・東京高裁判決において、地方財政法第28条の2の解釈として、法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果となるような行為について、実質的に見て地方財政の健全性を害するおそれのないものは例外的に許容していると解するのが相当との見解が示されている。
- ・なお、地方公共団体間の寄附については、請求人が請求書中で引用する最高裁判決（ミニパトカー事件）の原審（下記の東京高裁平成6年1月31日判決）の考え方からしても、同条項により禁止されるかどうかは、それが経費の負担区分をみだす結果となるかどうかで判断されるべきものであると考えている。

＜東京高裁平成6年1月31日判決＞

他の地方公共団体に対する負担金等の支出がたとえ任意自発的に行われるものであっても、それが負担区分をみだす結果となる場合には、同法28条の2の規定により禁止されるものと解するべきである。

加えて、前記アで、健全性を害するおそれはないと判断した事情について、契約管財局に重ねて確認したところ、次のとおりの見解であった。

- ・教育委員会事務局の見解を聴取したところでは、現時点の方針は次のとおり整理されている。
- ・東京高裁判決は、地方財政法第28条の2の解釈において、地方公共団体が法令の規定と異なる経費を負担する行為について、実質的に地方財政の健全性を害するおそれがないか判断するに当たり、政策が合理的であること、自発的・任意的な意思決定が行われていること等を考慮しており、その場合においては、政策判断に合理性がなく、対等な立場で協議も行われず、自発的・任意的な意思決定が阻害されているような場合には、財政の健全性を害するおそれに影響し得ると考える。
- ・しかし、本件は、地方公共団体間における負担区分が法令で定められた事務でなく、そもそも市の事務の移管に伴う財産譲渡であるため、当該見解が直ちに当てはまるものではないと考える。
- ・仮に地方財政法第28条の2が適用されとしても、安定的な運営を行い、子どもたちの教育環境を充実・発展させていくためには、学校運営に責任を負う設置者が、自ら学校資産を所有し、一体的に管理しながら運営することが必要であるとの観点から、土地・建物は無償譲渡する一方、起債償還費や高校運営にかかる経費、今後の改修や建て替え等に係る経費など、運営に必要な経費一切を将来にわたり大阪府が負担することから、今回の事務移管に伴う無償譲渡には合理性があると考えている。加えて、府市においてはこの間も対等な立場で協議を行っており、本市が自発的・任意的な意思決定を行っているため、財政の健全性を害するおそれはないと考える。

ウ 前記アの大阪市財産条例第16条違反であるかについて、重ねて契約管財局に局としての見解を確認したところ、教育委員会事務局において弁護士見解も得ていることから、違反はないものと考えているとのことであった。

また、請求人が陳述において示した、同条項は「特に必要と認める場合に限り」を限定的に解釈運用する範囲では適法だが、広く許容されると解釈するならば財政民主主義に反し、法違反になる旨の見解に対する契約管財局の見解を確認したところ、次のとおりであった。

- ・大阪市財産条例第16条については、請求人が請求書中で引用する条例準則にも同趣旨の規定（下記の条例準則第3条第1号）があるが、条例と異なり準則においては用途と相手方が限定されているのみで、特に他の制限を設けることなく譲与が認められている。
- ・このことから、仮に本市財産条例第16条が規定する「特に必要と認める場合」について広く許容されると解釈しても、準則と同様の規定となるだけであるから、直ちに法違反となるようなことはないと考えている。
- ・条例準則第3条第1号
他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

加えて、前記アで、特に無償とする必要があると判断した事情について、契約管財

局に重ねて確認したところ、次のとおりの見解であった。

- ・教育委員会事務局の見解を聴取したところでは、現時点の方針は次のとおり整理されている。
- ・今回の無償譲渡に関しては、安定的な運営を行い、子どもたちの教育環境を充実・発展させていくためには、学校運営に責任を負う設置者が、自ら学校資産を所有し、一体的に管理しながら運営することが必要であるとの観点から、土地・建物は無償譲渡する一方、起債償還費や高校運営にかかる経費、今後の改修や建て替え等に係る経費など、運営に必要な経費一切を将来にわたり大阪府が負担することとしている。
- ・加えて、移管した財産は、移管した高校の用途に直接使用することを基本とし、転活用は府立高校や特別支援学校の用途として使う場合とし、処分が必要となった場合でも、生じた収益を府立学校の教育の充実のために充てていくことを条件として処分可能としていくものであり、公益的な使途を前提としている。
- ・上記の観点から、資産だけでなく負債についてもセットで大阪府に譲渡し、大阪府が府内の高校教育を一体的に管理・運営することが可能となることで、魅力ある学校づくりをしていくことは大阪全体の教育の充実につながるものであることから、合理性はあると考えている。

エ 前記アの法第232条の2違反であるかについて、請求人が陳述において示した、寄附する財産が高額になるのであれば、市の側に凌駕する公益性が必要とする見解に対する契約管財局の見解を確認したところ、次のとおりであった。

- ・教育委員会事務局の見解を聴取したところでは、現時点の方針は次のとおり整理されている。
- ・今回の高校移管にかかる公益性については、

学校は府内全域から受験・通学できるため、市立高校・府立高校ともに大阪市内・市外の生徒が混在している状況であること。（市内にも府立高校があり、約6割は市内居住の生徒。）

今後の少子化傾向を見据え、府立高校、市立高校で別々に考えるのではなく、資産や負債を含め高校運営全般を、135校の府立高校を運営している大阪府が一体的に管理・運営することで、魅力ある学校づくりをしていくことが大阪全体の教育の充実につながるもので、その成果は市内生徒のみならず、将来大阪市内の企業等で働く府内生徒にも享受されていくこと。

※公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第4条の規定により、公立の高等学校の適正な配置及び規模の適正化については、都道府県に対する努力義務が課されている。

本市においても、義務教育に人材や予算を集中することで、これまで以上に小中学校の教育の充実や教育環境の整備が可能となること。

- ・以上の観点から、公益性を有していると考えている。
- ・なお「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」等において施設移管に伴う寄附は例外的に可能とされていたことを考慮すれば、法の趣旨には違反していないものと考え

(2) 関係人（関係所属）に対する調査

ア 本件譲与に係る法律相談について

請求人が本件譲与行為について違法であると主張している点について、この間の検討資料、法律相談の結果を教育委員会事務局に確認したところ、次のとおり、法律相談の実施結果の提示があった。

(ア) 令和2年8月24日実施

- ・行政財産として運用されている財産が自治体間で譲渡される場合、行政用途を廃止して普通財産として譲渡されるのが一般的である。
- ・また、財産の無償譲渡は、法上も禁止されているものではなく、議会の承認を得れば実施できる。
- ・本件は、高校としての連続性という観点はあるものの、市において市立高校としての用途を廃止し、市から府に普通財産として譲渡された後、府において府立高校としての用途に使用する財産に位置づけるもので、これらの一連の手續の法的効果が令和4年4月1日時点において同時に発効するという整理となる。
- ・また、法第238条の4に基づいて市が定める大阪市財産条例第16条では「公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限り、国又は公法人にこれを譲与することができる。」とされている。
- ・本件は、高校運営の市から府への移管を目的としており、財産が公用に供されることは明らかで、無償とすることにも一定合理性があるため、当該規定に基づいて無償譲渡を行ったとしても、法や市の財産条例に照らし、違法とは言えない。
- ・また、仮に、議会の承認を得る場合においても、本件のように府市の事務分担のあり方として一体的な議論が必要な場合は、市立高校の廃止と高校に係る財産の無償譲渡を個別に審議することがなじまず、一体的に議会へ説明して審議を経ることは一定合理性がある。高校を廃止する議案とともに、移管に係る一体的な計画として財産の無償譲渡等について議会へ説明し、承認を得た場合には、財産の無償譲渡について別途の議案として議会の承認を経ず、無償譲渡を行ったとしても、法第96条等の規定に照らして、違法とは言えない。

(イ) 令和3年1月27日実施

- ・本件は、地方財政法第27条、第28条の2等において本来想定されている都道府県の事務事業と異なり、これまで市が自ら行っていた高校運営という市の事務事業を府へ移管していくものである。
- ・加えて移管する事務事業に必要な土地建物を無償譲渡する一方で、移管後の起償償還費や人件費、運営経費などは府が負担するとされており、一方的に経費負担を転嫁するものでないことから、これらの規定に違反するものではないと解される。
- ・また、国の公的な見解としては、昭和41年1月28日付け内閣衆質51第1号のとおり、県立高等学校の施設整備費用であったとしても、市町村が自発的、任意的に負担することは地方財政法第4条の5、第27条、第27条の3及び第28条の2等の

規定に違反するものではないとされている。

- ・本件では、府へ移管する市立高校の運営に必要な土地建物の無償譲渡について、市が自発的、任意的に決定しているため、この点においても、これらの規定に違反するものではないと解される。
- ・また、東京高裁平成17年2月9日判決、最高裁平成8年4月26日判決、最高裁平成15年11月14日判決の各判例は、いずれも都道府県が行う事務事業について市町村が経費の一部を負担することが争われた事案であるが、本件は市の事務事業を府へ移管するもので、事情が異なるため、同様には論じることができない。
- ・なお、平成17年2月9日東京高裁判決（昆虫の森負担区分事件）では、地方財政法第28条の2の解釈として、法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果となるような行為について、実質的に見て地方財政の健全性を害するおそれのないものは例外的に許容していると解するのが相当との見解が示されている。
- ・仮に、判例に照らして考えた場合においても、本件では、市の事務事業を府の事務事業としていくに当たり、移管に伴い土地建物を無償譲渡することについて、政策的に合理性があることや、負債とともに府に継承すること、移管後の運営経費は府が負担すること等と併せて府市の財政状況について一方的に悪影響を及ぼすものでないこと等も考慮しながら、府市が対等な立場で十分協議を重ねた上で、双方の議会での議決も経て決定されていることから、府市の財政の健全性を害するおそれはないと解され、地方財政法第28条の2に違反するものとは言えない。
- ・また、学校教育法第5条では、学校の設置者は設置する学校の経費を負担する旨を定めているが、当該規定は地方公共団体間において土地建物の無償譲渡を行うことを禁止しているものとは解されず、本件は、府が市から無償譲渡を受けた土地建物を府立高校の用途に使用するにすぎず、設置者が府となる移管後の学校運営に関する経費は府が負担することから、当該規定に違反するものとは言えない。

イ 無償譲渡以外の手法の検討について

財産の有償譲渡や無償貸付等、無償譲渡以外の財産の管理、処分の方法による移管の実施について、どのような検討を行ったか教育委員会事務局に確認したところ、次のとおり説明があった。

- ・大阪府市では、府市間における事務事業の移管について関連財産の無償譲渡が必要として、大阪市立特別支援学校、大阪府営住宅などについて移管及び譲渡を実施してきており、本件も令和元年5月29日の市長説明時に、「特別支援学校の移管のときと同じ方針を基本として、府教委と事務方で話を進めていってほしい。」との指示があったことから、同様のスキームで、府市による協議を進めてきた。
- ・なお、各高校それぞれの魅力を最大限に生かした安定的な運営を行い、子どもたちの教育環境を充実・発展させていくためには、各高校の特性に応じた施設や敷地の管理を行うことが必要不可欠で、学校運営を行う者が自ら学校資産を所有し、一体的に管理しながら運営することが必要である。

ウ 無償譲渡に係る議会の関与について

本件譲与に係る議会の関与について、この間の市会における議決等を教育委員会事務局がどのように認識しているのか確認したところ、次のとおり説明があった。

- ・本件譲与に係る議会の関与としては、令和元年10月以降、財産の無償譲渡を含めた移管計画案を数回にわたり市会に説明するとともに、無償譲渡に係る質疑が重ねられており、本件条例案の審議にあたっても無償譲渡についての議論は一体的になされ、条例案が議決される際には無償譲渡を前提とした附帯決議が付されたうえで賛成多数で議決されているものであるため、議会の意思として無償譲渡が承認されたと認識している。

エ 本件に係る大阪府との協議について

本件譲与に係る大阪府との協議状況について、教育委員会事務局に確認したところ、次のとおり説明があった。

- ・協議経過は「市立高等学校の府立高等学校への一元化検討プロジェクトチーム協議（以下、「PT」という。）内容一覧」（省略）のとおりである。
- ・PTとは、大阪市立高等学校の令和4年4月の大阪府への移管に向け、移管後の高等学校が、大阪府及び大阪市それぞれの培ってきた高等学校教育の特色を活かしながら、一体性を持って円滑に運営できるようにすることを目的として、市立高等学校の大阪府立高等学校への一元化にかかる事項の検討を行うために、大阪府教育庁と大阪市教育委員会事務局が共同で設置しているプロジェクトチームである。
- ・令和2年11月18日開催の市戦略本部会議・府戦略本部会議において、財産の無償譲渡等の譲渡財産の取扱いを含めた高校移管の対応方針を説明し、両会議で承認された。

また、前回監査時に監査委員が、関係所属である教育委員会事務局職員から事情聴取した内容は、次のとおりである。

オ 大阪府に引き継がれる起債償還費及び起債償還費以外に、実質的に無償譲渡と対価関係にあるものについて教育委員会事務局に質問したところ、次のとおり回答があった。

- ・建設経費等の起債償還費は令和2年度末時点で約131億円、また現在工事中の高校等にかかる起債があり、最終的には合算して大阪府に譲渡予定である。
- ・移管後の運営費は大阪府が負担することで合意しており、年間約128億円である。その他、施設改修費、通常バランスシート上では負債として積み立てていくようなものであるが、1年当たりに換算すると23.4億円になろうかと思う。
- ・ランニングコスト令和元年度決算ベースで約128億円に対する基準財政需要額を約111億円と想定していることから、差引分に当たる約17億円が大阪市の負担減、大阪府に負担増となる見通しである。基準財政需要額の係数は変わってくるので多少異なるかもしれない。

カ 無償譲渡のほかに、有償譲渡や有償貸与、無償貸与等の手法もあるが、大阪市にどの

ような財政的メリットがあるか教育委員会事務局に質問したところ、次のとおり回答があった。

- ・府市では、この間、関連の財産を無償譲渡してきたものとして、教育委員会事務局で特別支援学校 12 校約 350 億円の譲渡、また、都市整備局では逆に府営住宅 2000 億円の土地建物が移ってきた。本件も同様に、府市の間で無償譲渡を条件として高校等の移管計画が策定されてきた。
- ・本市としては、各学校の魅力を最大限活かした安定的な運営を行って、子どもたちの教育環境を発展させていくために、各学校の特性に合わせた施設の管理を行うことが必要不可欠であると考えている。そのため、学校運営を行う者が資産を一体として管理することが必要ではないかと考えている。
- ・有償譲渡や有償貸付とした場合、府に事業負担という新たなコストがかかり、府の財政を圧迫する結果、これまでの教育サービスの維持が困難になると考える。また、無償貸与となると、運営に関与をしていないにもかかわらず大規模な修繕等、管理業務が生じ本市にメリットはないと考える。
- ・本市としては、無償譲渡する財産は本市において学校教育のために活用してきた財産であることを踏まえ、当該財産を大阪府へ無償譲渡した後も学校教育のために活用されるよう、移管に伴う譲渡財産の取扱いの基本的な考え方として、高校の用途に使用することを原則とし、処分等が必要になった場合も府立学校の教育充実に充てていくこと等を条件として府市でとりまとめている。
- ・教育内容を落としてはいけないと考えていたので、大阪府から賃料という形で出るとなるとコストが増となり、その負担としてどこかでサービスが低下すると懸念したので、その時点では詳細に、こういうことにした場合どうなるのかといった検討まではしなかった。
- ・いくつかの手法があり無償譲渡前提ではなかった。比較してメリット・デメリットという前に、有償譲渡、有償貸付については、サービス低下の懸念のため、検討前に除外した。

キ 請求人が指摘した、法第232条の2との関係で、大阪市の財政規模に対して、台帳価格約1,500億円という譲渡財産の規模をどのように検討したのか、また、大阪市財産条例第16条は「特に無償とする必要がある場合」と明確ではなく、本当に市長の裁量の範囲内であるのか教育委員会事務局に質問したところ、次のとおり回答があった。

- ・1点目は、法第232条の2の関係の財政規模の話であるが、本市の財政秩序をみだすかどうかというところで、資産価格としては大規模ではあるものの、売却して資金になっているというわけではなく、本市の公有財産全体から見ると、約14兆円の1パーセント程度である。
- ・また、新たに経費をかけて取得して譲渡するものでなく、継続的に高等学校の運営に使用していたので、受益者である在学生に対するサービスとしては変わらないこと、起債償還費や高校運営にかかる経費、今後の改修等に係る経費を府が負担することを考えると、無償譲渡することによって本市の財政秩序をみだすことはないと考える。
- ・大阪市財産条例第16条については、公益的な必要があれば譲与できるということで、

この点も含めて議会でも議論いただいたし、市長の裁量ではあるが、根拠はあると考える。

- 一つの大前提として、高校教育のサービスを落とさないということをメルクマールにしているのも、その観点から公益の必要があると判断してこの条例に適合するものであると考えた。

3 今回監査時における調査（契約管財局あて）

令和5年3月31日及び同年4月20日に行政委員会事務局職員が、契約管財局職員に対して調査した内容は、次のとおりである。

（１）地方財政法第28条の2の解釈として、法令の規定と異なる地方公共団体が経費を負担する結果となるような行為について、実質的に見て地方財政の健全性を害するおそれのないものは例外的に許容していると解するのが相当との見解を取っておられるが、請求人は、「地方財政の健全性を害するおそれ」について、「赤字に陥らないことという点から検証されなければならない」等との意見書（森意見書）を添付し主張している点について、契約管財局に確認したところ、次のとおりであった。

- 一般に地方公共団体の財政の健全性という場合には、会計年度ごとの予算収支の均衡というものであるが、本件譲与は、このような予算収支と直接関係を有するものではなく、ストックとしての高等学校の用に供されている土地建物の無償譲与の問題であり、直接、予算収支と関係するものではない。
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律は早期健全化基準や財政再生基準を設定し地方公共団体の財政が当該各基準を超えた場合に、財政再建措置を義務付けるものであるが、このような基準の算定においても、土地建物のような財政の価値が直接反映するような仕組みとはなっていない。
- すなわち、資産の価値は、地方財政の健全化を示す各指標に組み入れて計算されるような指標ではなく、地方財政法や地方財政健全化法が規定する財政の健全性とは直接の関係を持たない。
- 本件譲与は、高校運営費の支出の減少という財政支出の減少を招くものであり、大阪市財政の健全性に悪影響を及ぼすというものではない。
- さらに、本件土地建物の台帳価格は、本市公有財産の台帳価格14兆円の1%程度であり、不用地売却代の財源として見込んでいるものでもなく、処分することも実際にはできないので、本件譲与が財政の健全性を損なうとは到底言えないという主張が教育委員会からなされている。

（２）前回監査の結論において、「財産の無償譲渡に係る議案の提出の要否について、再度慎重に検討されたい」旨の付言があったが、どのような検討、判断を経て、提出等されないこととなったのかについて、契約管財局に確認したところ、次のとおりであった。

- 付言を踏まえ、改めて教育委員会とともに複数の弁護士相談（令和3年10月11日実施分、令和3年10月26日実施分）を行うなど再度慎重に検討しており、議決の要否についてそれぞれの場合に想定されるリスクも踏まえて、市長に説明を行った。

- ・その結果、財産条例の適用により議決は不要であり、仮に、個別議決が必要だとしても関連する議案の審議の中で議会の関与及び判断がなされており、実質的に議決はあったものと評価することができるとして、議案提出は行わないこととなった。
- ・最終的に地裁判決結果も踏まえて、譲渡契約の締結を行った。

(3) 前回監査の結論において、用途制限条項について付言があり、結果的に用途制限条項については期限の定めのないものとなっているが、当該条項の拘束力（無断用途変更時の契約解除など）について、契約管財局に確認したところ、次のとおりであった。

- ・指定用途等の変更及び解除等の規定に基づき、府市で協議の上、承認するといった手続をその都度行うこととしており、地方公共団体間の契約において一方的な契約違反が生じることは想定していない。（※1）
- ・別途、大阪市長と大阪府教育長との間で「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う譲渡財産の取扱いに関する確認書」が締結されており、同確認書に基づいて府市間での協議等は適切に行われると考えている。（※2）

※1：市有財産無償譲渡契約書（土地・建物）（前記1（5））において、大阪府は、大阪市と協議し承認を得た場合でなければ、譲渡物件の全部又は一部について、指定用途の変更や解除、所有権の移転や使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならないとされている（第7条）。

また、譲渡物件を指定用途に供している間、大阪市は当該物件について随時その使用状況を実地調査し、大阪府に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができるとされている（第8条）。

※2：当該確認書において、譲渡財産の用途については高等学校等の用途に直接利用することとするとされており（第3条）、譲渡財産の処分の方針や収益の活用方針等の具体的な内容について、府市間であらかじめ協議するものとし、成立した協議内容については大阪市会に報告するものとされている（第6条）。

(4) 請求人は、松井前大阪市長及び現契約管財局長について、「大阪市に対する債務不履行又は不法行為に該当し、当該行為に故意または過失がある」と主張しているが、両名の「故意または過失」（責任論）について、契約管財局に確認したところ、次のとおりであった。

- ・複数の弁護士相談により、本件譲渡に違法性はないことを確認しながら事務を進めたものであり、最終的な意思決定については、地裁の判決結果を踏まえて行った。
- ・今後の訴訟において仮に違法判決が出た際には、本件譲渡契約を解除する規定を設け、実質的な損害が発生しないよう、職務上尽くすべき注意義務を尽くして対応してきたものであり、市長の故意又は過失はないと考えている。
- ・現局長は、令和4年4月1日に着任したことから、意思決定手続きには関与していない。また、現局長は市長の指示に拘束されるのであって、その指示に重大かつ明白な瑕疵がない限り、従うことになるので、現局長に故意または過失はないと考えている。

(5) 請求人は、請求人陳述にて、議案第 182 号（大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案）の趣旨・意味合いの認識について、全市会議員にアンケートを行った旨の発言があり、当該アンケート結果の追加提出があった。

アンケート結果によると、議案第 182 号の議決対象について、「市立高校を廃止する条例のみ」との認識の議員（会派）もおられたが、当該アンケート結果について、契約管財局に確認したところ、前記 1（4）の関連訴訟（大阪高等裁判所にて控訴審中）において、教育委員会事務局より概ね以下と同様の主張を行っているとのことであった。

- ・議案第 182 号の審議に参加した大阪市会議員の認識を調査するためとして、請求人はアンケート調査を実施し、その結果、認識が分かれたことをもって、大阪府への市立高校の土地建物の譲与の可否を判断するために審議していると言えるものではないと主張している。

しかしながら、このアンケートは、多分に議案に対する党派的な賛否を反映したものであり、審議の実態を正確に表しているとは言えない。

- ・具体的に審議の内容を見て判断する必要があるものであり、市会における審議の実態は、当該土地建物を無償、つまり、適正な対価によらずに譲渡を行うことの可否を判断するために、財産譲渡に係る質疑等がなされた後に、大阪維新の会及び公明党の賛成で賛成多数により可決されたという事実があるのみである。

- ・核心部分は、議案の審議に無償譲渡が含まれているかどうか及び無償譲渡に賛成かどうかであって、議員アンケートの結果によっても、議案第 182 号に無償譲渡の判断が含まれており、大阪維新の会及び公明党が無償譲渡に賛成、その他の会派は反対との認識が示されており、当時の審議経過や議決内容と何ら異なるところはないため、大阪府への市立高校の土地建物の譲与の可否を判断するための審議が行われたと言える。

4 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属及び関係所属に対する調査に基づき、本件請求について次のように判断した。

本件請求における請求人の主張の概要は、本件譲与について、

ア 地方財政法第 28 条の 2 に違反する

イ 法第 232 条の 2 に違反する

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 及び第 1 条の 4 に違反する

エ 法第 238 条の 4 に違反する

オ 普通地方公共団体の譲与に関する法の規定（法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項）及び大阪市財産条例第 16 条に違反する

といった点を摘示し、当該無償譲渡の意思決定を行い、当該無償譲渡の契約締結を指揮・監督した松井一郎及び大阪市契約管財局長として当該譲渡の契約を締結した契約管財局長宮本浩之に対して、上記不動産の無償譲渡につき、大阪市の被った損害を填補するために損害賠償請求を行う等の必要な措置を講じることを求めるというものである。

請求人は、上記の不法行為に基づき大阪市が有している損害賠償請求権を大阪市長が未だこれを行っていないこと（不行使）について、地方自治法第 242 条第 1 項所定の違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実該当する旨主張している。

一般不法行為の原則規定である民法第 709 条は、不法行為による損害賠償について「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定めている。

この不法行為による損害賠償請求が成立するには、下記①～③の 3 点すべてについてその要件を満たしていなければ、損害賠償請求は成立しない

要件①：違法な権利侵害行為（本件では違法な財務会計上の行為）があること

要件②：損害が発生していること

要件③：故意・過失が認められること

※ただし、契約管財局長は、支出負担行為を行う職員であり、法第 243 条の 2 の 2 により故意又は重過失のある場合に限り、賠償責任を負うとされている。

以下、順に要件を検討する。

（１）要件①：違法な権利侵害行為（違法な財務会計上の行為）について

まずは、前記要件①である違法な権利侵害行為（違法な財務会計上の行為）があったのか、具体的には法規違反等の侵害行為の態様について検討する。

なお、要件①に関して、下記記載のア～オの 5 点のうち、ア～エまでの 4 点については監査委員の見解が一致したものの、オについては異なる見解であったことから、以下のとおり詳述する。

ア 地方財政法第 28 条の 2 違反について

（ア）地方財政法第 28 条の 2 が禁止する行為について

地方財政法第 28 条の 2 は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことを禁じる旨規定している。

本件譲与は、高等学校等の設置に関するものであり、その経費の負担区分について、個別の法令の規定がないことから、前提として、本条項が本件譲与に適用があるものかが問題となるが、地方財政法第 9 条は、地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する旨定めており、これは府立の高等学校等の設置についても適用されるものと考えられるため、本件譲与についても、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務に含まれるものとして、本条項の適用があるものと認められる。

本条項は、「経費の負担区分をみだすようなこと」を禁じるものであるが、みだすようなこと、といった評価的概念を用いていることから、法令の規定と異なる地方公共団

体が経費を負担する行為をすべて一律に禁じている訳ではないと解される。

そして、本条項が設けられた趣旨が、地方公共団体相互間の経費負担区分をみだすことが行われれば、地方公共団体の財政相互間に混乱をもたらし、総体としての地方財政の健全化にとって大きな支障となることから、これらを防ぎ、もって健全財政を確立するということにあると認められることに鑑み、本条項は、法令と異なる地方公共団体が経費を負担する結果となるような行為は、原則として負担区分をみだすものとして禁じるが、実質的に財政の健全性を害するおそれのない行為は例外的に許容していると解する。

(イ) 本件譲与が地方財政法第 28 条の 2 に違反するかについて

本件譲与が、実質的に財政の健全性を害するおそれのない行為に当たるか否かを検討すると、確かに本件譲与により大阪府へ譲渡された財産は極めて巨額なものであるが、他方、高等学校等として使用していた施設を大阪府に移管し、引き続き大阪府立の高等学校等として使用するという、施設移管、ひいては高等学校等の事業の譲渡という性質を有していることから、その点を踏まえて実質的に財政の健全性を害するおそれの有無を検討すべきである。

この点、①本件譲与は、市立の高等学校等を大阪府へ移管するに伴い、その資産を大阪府へ無償で譲渡するものであるが、これを有償譲渡等により実施することは、今後の高等学校等の運営者である大阪府に新たな費用負担を生じさせ、高等学校等のサービスの低下や、ひいては高等学校等の維持を困難にする事態を招くおそれがあるため現実的ではない。また、無償貸与により実施することは、時々々の教育上の要請等により大規模な修繕や改修が必要となったときに、迅速な対応を困難にするおそれがあり、また事故等が生じたときに、責任の所在が運営者と所有者のいずれにあるのか直ちには明らかにならない事態を招くおそれもある。したがって、高等学校等の移管に当たり、資産の無償譲渡という手法によることには合理性が認められる。

他方で、②本件譲与に当たっては、資産とともに、負債等も大阪府に移管される。具体的には、令和 2 年度末の見込み額で約 131 億円の起債償還費が大阪府に承継される。また高校運営経費については、基準財政需要額を除く市税等で負担していた年 17 億円相当について、今後同程度の教育内容を大阪府において実施することが合意されており、また今後の改修等の費用は、1 年当たり 23.4 億円と見込まれているところ、これも大阪府の負担で実施されることになる。本市から譲渡される財産と完全な等価性や対価性が確保されているわけではないが、本市としては、高等学校等の事業を引き続き実施するならば将来的に負担することになったこれらの負担が軽減されることになる。

また、③既に高等学校等として用いられているものを移管し、今後とも継続的に高等学校等として使用されるはずであった財産について、引き続き高等学校等として使用を継続することを前提とした譲渡であることから、本件譲与は、本市に新たな支出などの財政負担が生じるものでもなく、また直ちに資産売却収入の減少などの影響を与えるものでもない。

加えて、本件譲与については、大阪府が一方的に本市にその高等学校等の設置に要する経費の負担を転嫁するといったものではなく、双方で設置したプロジェクトチームに

おける対等な協議、検討の結果を受けて意思決定されたものであると認められる。

なお、地方財政法第 27 条は、高等学校の施設の建設事業について、市町村に経費の一部を負担させることのできる事業から除くことを明示しており、ここにいる建設事業に要する経費には、敷地の取得等も含まれると解されているが、本条の趣旨は、特定の市町村が経費を負担する等の理由により高等学校の配置が左右されるべきではないという点と、一般に都道府県よりも財政の弾力性において弱い市町村に高等学校の設置経費を負担させるべきではないという点にあるとされ、高等学校として供用されている施設を移管することは、この趣旨に反するものではない。

これに対し、請求人は、前回監査において、大阪市監査委員が、本件譲与が実質的に財政の健全性を害するおそれのない行為に当たると認められるとして、本件譲与が地方財政法第 28 条の 2 に違反するものではないと判断したことについて、立命館大学政策科学部の森裕之教授の意見書のとおり、本件譲与が大阪市の財政運営の指針と大きく矛盾しており、地方財政上の健全性を損なうものであるとして、重大かつ明白な誤りがある旨主張している。

しかしながら、一般に地方公共団体の財政の健全性という場合には、会計年度ごとの予算収支の均衡をいうものであるが、本件譲与はストックとしての高等学校の用に供されている土地建物の無償譲与の問題であり、直接、予算収支と関係するものではない。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は早期健全化基準や財政再生基準を設定し、地方公共団体の財政が当該各基準を超えた場合に財政再建措置を義務付けるものであるが、このような基準の算定においても、土地建物のような財政の価値が直接反映されるような仕組みとはなっていない。

すなわち、資産の価値は、地方財政の健全化を示す各指標に組み入れて計算されるような指標ではなく、地方財政法や地方財政健全化法が規定する財政の健全性とは直接の関係を持たないものと考えられる。

本件譲与については、市有財産としての資産は減るものの、高校運営費の支出の減少という財政支出を減少させるものであり、本市財政の健全性に悪影響を及ぼすというものではない。

さらに、本件土地建物の台帳価格は、本市公有財産の台帳価格約 14 兆円の約 1 % 程度であり、不用地売却代の財源として見込んでいるものでもなく、処分することも実際にはできないため、本件譲与が財政の健全性を損なうとは言えない。

以上の点を総合的に考慮すると、本件譲与については、実質的に財政の健全性を害するおそれのない行為に当たるものと認められる。

よって、本件譲与は、地方財政法第 28 条の 2 に違反するものではない。

イ 法第 232 条の 2 違反について

(ア) 法第 232 条の 2 に規定する公益性等について

法第 232 条の 2 は、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において寄附をすることができる旨規定している。ただし、公益上の必要があれば際限なく寄附が可能と解するのは適切ではなく、条文上明示されてはいないが、寄附される財産の総額が、当該地方公共団体の財政規模に比して適切なものでなければならぬと解される。

そして、公益性の必要の有無、また寄附財産の額の妥当性の判断については、その性質上当該地方公共団体の長に裁量の余地があるものと解され、長の裁量権の逸脱濫用があると認められる場合に、当該寄附行為は違法と評価されることがあると解される。

(イ) 本件譲与の公益性等について

本件譲与は、市立の高等学校等を大阪府へ移管するのに伴って行われたものであるが、この移管は、市立高校及び府立高校ともに大阪市内・市外の生徒が混在している現状において、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律により、大阪府域内の高等学校の配置及び規模の適正化の義務を負う大阪府に府内の公立高等学校の管理、運営を一元化し、少子化傾向の中で、府域全体で適切な公立高等学校教育を提供する目的で行われたものと認められ、前記 4 (1) ア (イ) の①で検討したとおり、高等学校等の移管に当たって財産の無償譲渡という手法によることに合理性があると認められることから、公益上の必要性があると認められる。

他方で、無償譲渡された財産は、帳簿価格で約 1,159 億円と極めて高額である。本件譲与が、既存の資産の譲渡であることに着目するならば、財政規模として、本市が有する公有財産の総額との比較が合理的と考えられるところ、本市が保有する公有財産は、公営、準公営企業会計分を含めて約 14 兆円となっており、本件譲与により譲渡された財産は、その約 1 パーセント程度に過ぎないともいえる。

そして、本件譲与が、単なる金銭や物品の寄附ではなく、施設の移管に伴うものであり、前記 4 (1) ア (イ) の①から③で検討した性質を有していることも総合的に考慮すれば、本件譲与について、長の裁量権の逸脱濫用があるとは認められない。

よって、本件譲与は、法第 232 条の 2 に違反するものではない。

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 及び第 1 条の 4 違反について

(ア) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）において、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとされている（第 1 条の 3 第 1 項）。

また、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされ（第 1 条の 3 第 2 項）、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとされている（第 1 条の 3 第 3 項）。

さらに、大綱の策定に関する協議並びに教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議並びにこれらに関する地方公共団体の長及び教育委員会の事務の調整を行うため、総合教育会議を設置することを定めている（第1条の4第1項）。

（イ）本件移管について

請求人は、本件移管の政策決定過程において地方教育行政法上の違法があることについて、元大阪市教育委員であり、武庫川女子大学教育学部の矢野裕俊教授の意見書のとおり、地方教育行政法第24条、同法第1条の4第1項第1号及び第1条の3第2項に違反する旨主張しており、本件移管が大綱に定める事項、又は総合教育会議の設置目的である協議に当たると解しているものと思われる。すなわち当該条項に係る請求人の主張は、本件譲与の原因行為である市立高等学校の移管についての主張であると認められる。

しかしながら、地方教育行政法第1条に規定される本法律の趣旨は、地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本となるべき事項について所定の規定を定め、教育行政について特に規律することの必要な、基礎的な、根本的な事項を明らかにするというものであり、この法律により地方公共団体における教育行政の組織及び運営がすべて規定し尽くされ、他の法律をまつまでもなく、その運営ができるというものではないとされている。

第1条の3に規定される大綱とは、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。また、大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられており、地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載される必要はなく、詳細な施策について策定することまでを求めているものではないとされている。

また、第1条の4に規定される総合教育会議について、当該会議で議論する事項の一つとして大綱の策定が規定されているが、総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議し、調整するという趣旨で設置するものではないとされている。

以上のことから、地方教育行政法の規定は、必ずしも重要事項の全てについて、総合教育会議に諮り、大綱に定めなければならないという趣旨ではなく、また、大綱に定め、協議を行わなければ実施できないという規定の形式をとっていない。そのため、大綱に定めず、また総合教育会議において協議等がなされずに本件譲与が実施されたとしても、当該行為を違法とする法的根拠とはなりえない。

したがって、請求人の主張は、本件譲与の原因行為の違法性の主張としても根拠を欠いているというべきである。

エ 財産譲渡に係る地方自治法第 238 条の 4 違反について

(ア) 行政財産の管理及び処分について

法第 238 条の 4 は、行政財産は、第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと規定している。

本条は、行政財産の適正かつ効率的な管理を期するため、行政財産の交換、売り払い、譲与、出資若しくは信託等の処分又は貸付け若しくは私権の設定の運用を原則として禁止するとともに、その用途又は目的を妨げない限度において、貸付け若しくは地上権若しくは地役権を設定し、又は使用の許可をすることができることを定め、それらの取扱いに関し定めたものである。

なお、第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項には、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる場合を規定している。

(イ) 本件譲与について

請求人の主張は、本件不動産は令和 4 年 4 月 1 日時点において行政財産であり、行政財産の譲渡等を禁じる地方自治法第 238 条の 4 第 1 項に違反すると主張するものと解される。

しかしながら、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案が可決され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されたため、同日において本市には高等学校は存在せず、したがって、本市に高等学校事業の用に供する行政財産があることはあり得ない。

よって、請求人の主張は明らかに法律上の根拠を欠いている。

オ 普通地方公共団体の譲与に関する法の規定及び大阪市財産条例第 16 条違反について

前記ア～エまでの 4 点については監査委員の見解が一致したものの、オのうち普通地方公共団体の譲与に関する法の規定に関して、次のとおり監査委員の見解が分かれた。

(ア) 違法な財務会計上の行為はなかったとする見解

A 大阪市財産条例第 16 条について

法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項は、いずれも普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡するには、条例又は議会の議決によらなければならないことを規定している。そして、大阪市財産条例第 16 条は、この規定に基づき、公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限り、国又は公法人に普通財産を譲与できる旨規定している。

本件譲与について、大阪市財産条例第 16 条を適用して、市長の判断により行うことができるかについては、当該法の規定の趣旨に遡って検討すべきところ、当該法規定の趣旨は、定型的、類型的な財産の譲与等については、一般的基準を定めた場合には改めて個々の行為について個別の議決を得ることなく、市長の判断で実施することができるとするものであると認められ、一般的基準を設定しがたい特異なものについては、個々に議会の議決を必要とするものであると考える。

また、財産の譲与については必要最小限度のものにとどめなければならないところ、条例の規定は一般的、抽象的なものになりやすく、必ずしも条例により譲与が許される限界を明確に画することが困難な場合がある。したがって、前例のないもの、定型的でないものについては、個々に議決を経ることを必要としているものと解する。

特に、大阪市財産条例第 16 条は、施設移管に伴う極めて大規模な財産の譲与などについて、条例制定時において想定されていたとは到底考えられず、市長の判断で譲与を行うことは、同条項の適用が予定されている範囲を超えるものと解さざるを得ない。

そして、本件譲与については、その規模からもおよそ前例のない異例に属するものであることは明らかであるから、大阪市財産条例第 16 条による市長の判断での譲与は許されず、議会の議決が必要であると考ええる。

B 法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項の議決について

上記のとおり、本件譲与について、法第 96 条第 1 項第 6 号及び法 237 条第 2 項に規定する議会の議決が必要であると解するところ、本件譲与に関連して令和 2 年 12 月 9 日の市会定例会で可決されたのは、市立学校設置条例の一部を改正する条例案であり、財産の無償譲渡の議案が提出、可決されてはいない。

当該条項にいう議会の議決が何を指しているものであるのかについて検討すると、確かに、財産の無償譲渡の議案の議決を必要とすると解することが、文理に即しており、明確である。

しかし、関連議案と一体的に審議することが合理的な場合では、財産の無償譲渡だけを個別的に審議することが馴染まないことがあると考えられるところ、その場合には関連議案と一体的に説明され、審議を経ることが合理的であり、その上で関連議案の議決を得たときには、実質的に無償譲渡の議決があったものと評価できる場合もあると考えられる。このような場合には、当該関連議案の議決をもって財産の無償譲渡について議決を得たものとして、別途財産の無償譲渡の議案の議決を得る必要はないものと解する。

C 本件譲与に係る議決について

本件譲与について財産の無償譲渡についての議決を得たといえるか、関連する市立学校設置条例の一部を改正する条例案の可決に至る経過を検討すると、譲与される土地の地番や数量など、財産処分の議決を得る場合には当然示されるべき財産の詳細が議会に示されていないなど、実質的に無償譲渡の議決があったものと評価しがたい事情も確かに存する。

しかしながら、廃止される学校名は当該条例改正の議案に示されており、それを構成する財産がどのようなものであるかについてはおおよそ明らかであること、また南高等学校及び西高等学校は除かれるなどの事情も説明されていること、議会に対して移管計画（案）と譲渡財産の取扱いの基本的な考え方（案）が示され、土地、建物、工作物及び備品等の財産を無償で譲渡するものであることが説明された上で、一体のものとして判断されたい旨の説明がなされていること、これらの説明を受けて、譲渡財産の簿価、無償譲渡の必要性などについて質疑や討論がなされていること、そして、譲渡財産の取扱いの基本的な考え方（案）に基づいた附帯決議が付されて当該条例案が可決されてい

ることなどが認められることから、法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項の議決を得たものといえる。

これに対し、請求人は、本件譲与について、本件譲与を議題とする大阪市会の表決は行われていないものの、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例の審議において大阪市会の議決があったとする見解について、名古屋大学大学院の稲葉一将教授の意見書のとおり、法第 96 条第 1 項第 6 号の解釈・適用を誤るものである旨主張している。

しかしながら、前述のとおり、適正な対価によらない財産の譲渡等について議決を求める個別の議案は提出されていないものの、当該財産の譲渡等に関連する議案が提出され、この議案を可決する議決がされる過程において、適正な対価によらずに当該財産の譲渡等を行う必要性と妥当性について審議がされた上で当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされており、審議の実態に即して、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上で当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がされたといえる。

よって、本件譲与は、法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項に違反するものではない。

(イ) 違法な財務会計上の行為があったとする見解

本件譲与については、その規模からも大阪市財産条例第 16 条の適用が予定されている範囲を超えるものであって、およそ前例のない異例に属するものであることは明らかであるから、同条項による市長の判断での譲与は許されず、議会の議決が必要であると考ええる。

この点、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡することはできないとされているが、前回監査時点において、本件無償譲渡契約は、法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項によって必要とされる議会の議決が行われていなかったことから、前回監査の結論において、「極めて異例な高額の財産の無償譲渡を行う議案であり、議決の有無について議論の余地なく明確にするという見地から、関係する所属にあっては、財産の無償譲渡に係る議案の提出の要否について、再度慎重に検討されたい。」との付言がなされている。

今回監査時における調査において、これまでの経緯を確認したところ、付言を踏まえ複数の弁護士相談を行うなど再度慎重に検討し、議決の要否について想定されるリスクを踏まえ、市長への説明を行った結果、財産条例の適用により議決は不要であり、仮に、個別議決が必要だとしても、実質的に議決はあったものと評価できるものとして、議案提出は行わず、最終的に関連訴訟の判決（大阪地方裁判所）結果も踏まえて、譲渡契約の締結を行ったとのことであった。

しかしながら、請求人が提出した意見書（名古屋大学大学院の稲葉教授）資料が、平成 17 年最高裁判決は、法第 237 条第 2 項の趣旨を「適正な対価によらず財産の譲渡等を行う必要性と妥当性を議会において審議させ、当該譲渡等を行うかどうかを議会の判断にゆだねることとしたもの」と述べているとおり、「議会の判断にゆだねる」

のが法第 237 条第 2 項の趣旨であることを踏まえると、本件無償譲渡にかかる議会の判断がはっきりと存在していなければならないはずである。

本件においては、適正な対価によらない財産譲渡等を行う必要性と妥当性は、議会において個別の議案としては審議がなされているとは認められず、実質的に議決があったものと評価することはできないと考えられ、議会の議決を得ていない違法な契約が締結されたものであると言わざるを得ない。

したがって、本件譲与は、法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項に違反しており、違法な財務会計上の行為があったと考えられる。

以上のとおり、本件譲与に関して請求人が違法な財務会計上の行為があったと摘示するア～オの 5 点について、（X）：違法な財務会計上の行為はなかったとする見解と、（Y）：違法な財務会計上の行為があったとする見解があったことから、それぞれの見解に基づく判断を次のとおり記載する。

（X）違法な財務会計上の行為はなかったとする見解に基づく判断

上記ア～オの 5 点すべてにおいて、違法な財務会計上の行為は認められず、46 ページに記載する不法行為に該当する要件①を満たさないことから、本件請求における損害賠償請求権は成立しない。

（Y）違法な財務会計上の行為があったとする見解に基づく判断

上記ア～オの 5 点のうち、オに関して違法な財務会計上の行為があったと認められることから、要件①を満たすこととなるため、以下の（2）要件②（損害が発生していること）及び（3）要件③（故意・過失が認められること）について順次検討する。

（2）要件②：損害の発生について

上記（Y）の見解の場合に、本件財務会計行為により「損害」が発生しているかに関して、下記のとおり検討する。

請求人は本市が高等学校等財産を大阪府へ無償譲渡したことにより、約 1,159 億円の損害が発生している旨主張している。

この点、本件無償譲渡契約により、本件不動産は令和 4 年 4 月 1 日付けで、本市から大阪府へと所有権の移転がなされており、この点において本市の市有財産は減少しているが、これは本件譲与が適法な譲渡契約に伴い、所有権移転手続きが行われた結果であって、本市に「損害」が発生しているわけではない。

また、本件無償譲渡契約における契約条項第 10 条において、本件譲渡を違法とする内容の裁判判決が確定した場合には、本市は本件無償譲渡契約の全部又は一部を解除し、判決

内容を踏まえた是正措置を講じるとされており、違法が確定した際には契約を解除することができる。その結果、譲渡財産は返還されることとなるため、本市には損害が発生していないものと考えることができる。

一方で、これはあくまで契約条項第 10 条に基づき事後的に原状回復を求めることができるということに過ぎず、仮に譲渡された財産が返還される場合であっても、直ちに返還されるとは限らず、また登記等の手続きも必要となることから、そのための時間や経費も掛かることからすれば、本市に何らかの損害が発生していると考えられることもできる。

上記のとおり、要件②については、本市に損害が発生していないとも、発生しているとも考えることができるが、仮に損害が発生しているとした場合に、要件③を満たすかどうかについて以下検討する。

(3) 要件③：故意・過失について

本件無償譲渡契約において、大阪市長に「故意又は過失」、契約管財局長に「故意又は重過失」が認められるかについて、下記のとおり検討する。

「故意」とは、一般に結果の発生を認識しながらそれを容認して行為するという心理状態とされており、本件の場合、「結果」とは「違法不当な財務会計行為により損害を与えること」と考えられる。

「過失」とは、一般に損害発生の予見可能性があるのにこれを回避する行為義務（結果回避義務）を怠ったこととされており、損害の発生を予見し防止する注意義務を怠ることである。なお、「重過失」とは、故意に等しい重大な注意義務違反とされている。

この点に関して大阪市長は、複数回の弁護士相談により、本件譲与に違法性はないことを確認しながら事務を進めており、適法に実施できると認識していたものといえる。また、最終的な意思決定については、前記記載の関連訴訟である大阪地方裁判所の判決結果を踏まえて行った点、また、今後の訴訟において仮に違法判決が出た際には、本件譲渡を解除する規定を設け、実質的な損害が発生しないよう、職務上尽くすべき注意義務を尽くして対応してきたものであり、大阪市長の故意又は過失は認められない。

また、契約管財局長についても、大阪市長と同様に本件無償譲渡契約の締結にあたって、故意又は故意に等しい重大な義務違反があるとの事情も認められない。

以上のとおり、普通地方公共団体の譲与に関する法の規定（法第 96 条第 1 項第 6 号及び法第 237 条第 2 項）について、違法な財務会計上の行為があり、それに起因して損害が発生したとしても、上記のとおり大阪市長及び契約管財局長に対する故意・過失（重過失）までは認められないことから、前記（Y）の見解に立ったとしても損害賠償請求権は成立しない。

5 結論

以上の判断により、本件請求には理由がない。

【参考（法令等〔抜粋〕）】

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

1～5 略

6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

7～15 略

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

（財産の管理及び処分）

第237条 略

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

（以下略）

（普通財産の管理及び処分）

第238条の5 略

6 普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

7 第4項及び第5項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合に準用する。

（以下略）

2 地方財政法（昭和23年法律第109号）

（割当的寄附金等の禁止）

第4条の5 国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

(都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担)

第27条 都道府県の行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）

でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2～6 略

(地方公共団体相互間における経費の負担関係)

第28条の2 地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならない。

(以下略)

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(以下略)

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するとき、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(以下略)

4 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）

（公立の高等学校の適正な配置及び規模）

第4条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

（以下略）

5 大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）

（譲与）

第16条 普通財産は、公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限
り、国又は公法人にこれを譲与することができる。

（以下略）

高等学校目録

(令和3年3月31日時点)

番号	学校名	所在地（住居表示）	土地	面積	建物	延べ床面積
2	東高等学校	都島区東野田町4丁目15番14号	東野田町4丁目498番	32,084.50㎡	東野田町4丁目498番地上建物	14,268.62㎡
4	汎愛高等学校	鶴見区今津中2丁目1番52号	今津中2丁目1番1外3筆	28,157.97㎡	今津中2丁目1番1外3筆地上建物	15,837.62㎡
5	市立高等学校	枚方市北中振2丁目8番1号	枚方市南中振417番5外39筆	40,105.11㎡	枚方市南中振417番5外39筆地上建物	11,404.88㎡
8	淀商業高等学校	西淀川区野里3丁目3番15号	野里3丁目24番外3筆	28,664.05㎡	野里3丁目24番外3筆地上建物	12,934.11㎡
9	鶴見商業高等学校	鶴見区緑2丁目10番9号	緑2丁目16番27外64筆	29,189.84㎡	緑2丁目16番27外64筆地上建物	13,261.54㎡
10	住古商業高等学校	住之江区御崎7丁目12番55号	御崎7丁目78番1外3筆	27,203.62㎡	御崎7丁目78番1外3筆地上建物	17,083.13㎡
11	都島工業高等学校	都島区善源寺町1丁目5番64号	善源寺町1丁目29番外4筆	28,304.09㎡	善源寺町1丁目29番外4筆地上建物	32,944.62㎡
12	泉尾工業高等学校	大正区泉尾5丁目16番7号	泉尾5丁目16番3外1筆	20,812.98㎡	泉尾5丁目16番3外1筆地上建物	25,097.34㎡
14	生野工業高等学校	生野区生野東2丁目3番66号	生野東2丁目36番1外32筆	22,301.73㎡	生野東2丁目36番1外32筆地上建物	17,827.36㎡
15	工芸高等学校	阿倍野区文の里1丁目7番2号	文の里1丁目1番1外2筆	20,904.73㎡	文の里1丁目1番1外2筆地上建物	20,358.40㎡
16	都島第二工業高等学校	—	—	—	—	—
17	第二芸高等学校	—	—	—	—	—
18	中央高等学校	中央区釣鐘町1丁目1番5号	釣鐘町1丁目3番外4筆	6,196.92㎡	釣鐘町1丁目3番外4筆地上建物	14,797.00㎡
19	咲くやこの花高等学校・中学校	此花区西九条6丁目1番44号	西九条6丁目42番1外1筆	25,335.51㎡	西九条6丁目42番1外1筆地上建物	24,730.10㎡
20	大阪ビジネスフロンティア高等学校	天王寺区烏ヶ辻2丁目9番26号	烏ヶ辻2丁目114番5外1筆	17,969.44㎡	烏ヶ辻2丁目114番5外1筆地上建物	29,151.86㎡

財産目録

対象校	代表所在地	土地	土地実測面積 (㎡)	土地台帳価格 (円)	建物	建物延面積 (㎡)	建物台帳価格 (円)
1 桜宮高等学校	都島区	毛馬町5丁目	1A	20,047.07	3,054,200,622 1B	15,561.25	3,259,094,528
2 東高等学校	都島区	東野田町4丁目	2A	32,084.50	27,566,050,404 2B	14,268.62	475,474,706
3 南高等学校	中央区	谷町6丁目	対象外				
4 汎愛高等学校	鶴見区	今津中2丁目	4A	28,157.97	7,358,696,312 4B	15,837.62	881,692,734
5 市立高等学校	枚方市	南中掘1丁目	5A	40,105.11	3,866,096,331 5B	9,058.71	503,074,754
6 扇町総合高等学校	北区	松ヶ枝町	6A	13,596.28	20,020,915,218 6B	10,688.07	578,756,835
7 西高等学校	西区	北堀江4丁目	対象外				
8 淀商業高等学校	西淀川区	野里2丁目	8A	28,664.05	5,027,263,688 8B	12,934.11	1,800,706,479
9 鶴見商業高等学校	鶴見区	緑2丁目	9A	29,189.84	5,272,110,662 9B	13,261.64	237,427,450
10 住吉商業高等学校	住之江区	御崎7丁目	10A	27,203.62	4,452,461,979 10B	17,083.13	1,624,762,242
11 都島工業高等学校	都島区	善源寺町1丁目	11A	28,304.09	8,544,174,201 11B	32,735.82	1,820,784,231
12 泉尾工業高等学校	大正区	泉尾5丁目	12A	20,812.98	3,321,272,573 12B	25,097.34	1,014,805,511
13 東淀工業高等学校	淀川区	加島1丁目	13A	34,862.26	3,693,412,626 13B	20,188.80	975,413,965
14 生野工業高等学校	生野区	生野東2丁目	14A	22,301.73	6,651,517,165 14B	17,827.36	677,882,565
15 工芸高等学校	阿倍野区	文の里1丁目	15A	20,904.73	7,536,695,202 15B	20,385.40	613,136,574
16 都島第二工業高等学校	都島区	善源寺町1丁目					
17 第二工芸高等学校	阿倍野区	文の里1丁目					
18 中央高等学校	中央区	島町1丁目	18A	6,196.92	8,026,824,823 18B	14,797.00	1,315,429,465
19 咲くやこの花高等学校	此花区	西九条6丁目	19A	25,335.51	2,392,692,299 19B	24,730.10	3,884,041,435
20 大阪ビジネスフロンティア高等学校	天王寺区	烏ヶ辻2丁目	20A	17,963.67	7,784,337,409 20B	29,151.86	3,329,904,037
21 水都国際高等学校	住之江区	南港中3丁目	21A	13,111.21	2,970,765,285 21B	6,827.26	397,725,655
				408,841.54	127,539,486,799	300,434.09	23,390,113,166
				土地建物計 (円)			
				150,929,599,965			

16 都島工業高校と同じ土地・建物

17 工芸高校と同じ土地・建物

財 産 目 録

（第 2 条関係）

別表第 1 土地

別表第 2 建物

別表1 土地

施設名	所在地番	地目	公簿面積(㎡)
桜宮高等学校	大阪市都島区	毛馬町五丁目57番	学校用地 4,466.00
		毛馬町五丁目60番	学校用地 2,621.00
		毛馬町五丁目61番	学校用地 2,016.00
		毛馬町五丁目62番	学校用地 314.00
		毛馬町五丁目64番2	学校用地 423.00
		毛馬町五丁目65番	雑種地 466.00
		毛馬町五丁目114番	学校用地 2,528.00
		毛馬町五丁目1233番	学校用地 1,183.00
東高等学校	大阪市都島区	東野田四丁目498番1	学校用地 32,069.00
汎愛高等学校	大阪市鶴見区	今津中二丁目1番1	学校用地 28,155.00
市立高等学校	大阪府枚方市	南中振1丁目417番5	鉄道用地 261.00
		南中振1丁目417番7	公衆用道路 3.30
		南中振1丁目417番8	公衆用道路 3.30
		南中振1丁目419番7	公衆用道路 3.30
		南中振1丁目419番8	公衆用道路 6.61
		南中振1丁目773番2	公衆用道路 509.00
		北中振2丁目1552番1	学校用地 38.00
		南中振1丁目1574番2	学校用地 151.00
		北中振2丁目1531番1	学校用地 5,337.00
		北中振2丁目1557番1	学校用地 9,593.00
		北中振2丁目1600番	学校用地 2,036.00
		北中振2丁目1604番	学校用地 2,731.00
		北中振2丁目1620番	学校用地 5,699.00
		北中振2丁目1633番2	学校用地 3,806.00
		北中振2丁目1704番	学校用地 3,309.00
		北中振2丁目1711番	学校用地 4,224.00
		北中振2丁目1589番1	学校用地 393.00
		北中振2丁目1589番2	学校用地 19.00
		北中振2丁目1589番3	学校用地 33.00
		北中振2丁目1557番3	学校用地 1,947.00
		北中振2丁目1557番4	学校用地 226.00
		北中振2丁目1557番5	学校用地 49.00
		南中振1丁目1574番3	学校用地 68.00
		南中振1丁目1574番4	学校用地 70.00
		北中振2丁目1547番1	学校用地 449.00
		北中振2丁目1547番2	学校用地 216.00
大阪ビジネスフロンティア高等学校	大阪市天王寺区	烏ヶ辻二丁目114番5	学校用地 17,969.00
淀商業高等学校	大阪市西淀川区	野里三丁目24番1	学校用地 24,375.00
		野里二丁目5番※1	学校用地 4,342.87 の内持分 96874/209733
鶴見商業高等学校	大阪市鶴見区	緑二丁目16番27	学校用地 33,460.00

施 設 名	所 在 地 番		地 目	公簿面積(㎡)
住吉商業高等学校	大阪市住之江区	御崎七丁目78番1	学校用地	28,276.00
都島工業高等学校	大阪市都島区	善源寺町一丁目29番	学校用地	16,462.00
都島第二工業高等学校		善源寺町一丁目30番	学校用地	8,935.00
		善源寺町一丁目31番1	学校用地	2,637.00
		善源寺町一丁目53番	学校用地	245.00
		善源寺町一丁目30番地先 (無地番地) ※2	—	313.49
泉尾工業高等学校	大阪市大正区	泉尾五丁目16番3	学校用地	20,812.00
東淀工業高等学校	大阪市淀川区	加島1丁目401番	学校用地	720.00
		加島1丁目402番	学校用地	697.00
		加島1丁目403番	学校用地	1,761.00
		加島1丁目404番1	学校用地	1,712.00
		加島1丁目404番2	学校用地	661.00
		加島1丁目405番	学校用地	1,319.00
		加島1丁目406番	学校用地	1,097.00
		加島1丁目407番1	学校用地	978.00
		加島1丁目407番2	学校用地	981.00
		加島1丁目408番	学校用地	1,332.00
		加島1丁目409番	学校用地	1,761.00
		加島1丁目410番	学校用地	971.00
		加島1丁目411番	学校用地	925.00
		加島1丁目412番	学校用地	3,077.00
		加島1丁目413番	学校用地	836.00
		加島1丁目414番	学校用地	241.00
		加島1丁目415番1	学校用地	525.00
		加島1丁目415番2	学校用地	1,054.00
		加島1丁目416番	学校用地	1,047.00
		加島1丁目417番1	学校用地	601.00
		加島1丁目417番2	学校用地	634.00
		加島1丁目418番	学校用地	1,523.00
		加島1丁目419番1	学校用地	565.00
		加島1丁目419番2	学校用地	565.00
		加島1丁目420番	学校用地	1,180.00
		加島1丁目421番	学校用地	406.00
		加島1丁目422番	学校用地	545.00
		加島1丁目423番1	学校用地	644.00
		加島1丁目423番2	学校用地	674.00
		加島1丁目424番	学校用地	823.00
		加島1丁目425番	学校用地	1,315.00
		加島1丁目689番	学校用地	255.50
生野工業高等学校	大阪市生野区	生野東二丁目36番1	学校用地	22,142.00
		生野東二丁目51番5	学校用地	127.00
		生野東二丁目53番8	学校用地	95.00

施 設 名	所 在 地 番		地 目	公簿面積(㎡)
工芸高等学校	大阪市阿倍野区	文の里一丁目46番1	学校用地	12,861.00
第二工芸高等学校		文の里一丁目1番1	学校用地	6,761.00
咲くやこの花高等学校 咲くやこの花中学校	大阪市此花区	西九条六丁目42番1	学校用地	24,757.00
中央高等学校	大阪市中央区	船越町一丁目2番	学校用地	1,596.00
		釣鐘町一丁目3番	学校用地	1,688.00
		釣鐘町一丁目35番	学校用地	1,664.00
		島町一丁目21番1	学校用地	1,261.00

※ 1 面積は実測面積

※ 2 土地については別添図面のとおりであり、面積は現状における推定の実測面積

別表第2 建物

施設名	名称・用途	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	建設年月日
桜宮高等学校	桜宮高等学校 倉庫	木造	14.87	14.87	昭和31年12月1日
	桜宮高等学校 機械室	鉄筋コンクリート造	5.28	5.28	昭和34年3月1日
	普通教室棟 16-1	鉄筋コンクリート造	211.73	642.04	昭和38年12月1日
	普通教室棟 16-2、16-3	鉄筋コンクリート造	303.76	609.81	昭和41年2月1日
	特別教室棟 18	鉄筋コンクリート造	107.35	203.75	昭和40年3月1日
	武道場棟 22-1	鉄筋コンクリート造	300.72	405.44	昭和50年4月1日
	特別教室棟 23	鉄筋コンクリート造	219.20	655.16	昭和54年10月1日
	武道場棟 22-2	鉄筋コンクリート造	130.42	300.72	昭和56年7月1日
	クラブ部室棟 25	軽量鉄骨造	250.57	447.78	昭和56年7月1日
	屋体棟 24-1、24-2、24-3	鉄筋コンクリート造	1,692.52	3,949.49	昭和56年7月1日
	管理・普通教室棟 37	鉄筋コンクリート造	1,032.58	5,922.07	平成10年7月1日
	桜宮高等学校 塵芥集積所	レンガ造	14.31	14.31	平成13年3月28日
	特別教室棟 38	鉄筋コンクリート造	509.58	753.23	平成12年3月31日
	屋体・特別教室棟 39-1、39-2、39-3	鉄筋コンクリート造	2,068.07	4,414.39	平成13年3月29日
	クラブ室棟 28	軽量鉄骨造	25.00	25.00	昭和56年8月31日
	体育倉庫 29	軽量鉄骨造	27.00	27.00	昭和56年8月31日
東高等学校	管理室棟 10、普通教室棟 11	鉄筋コンクリート造	1,120.98	4,571.01	昭和54年3月1日
	管理室棟 9	鉄筋コンクリート造	887.29	2,312.70	昭和54年3月1日
	特別教室棟 1	鉄筋コンクリート造	908.74	3,811.56	昭和54年3月1日
	屋体棟 3-1、3-2	鉄筋コンクリート造	1,419.82	2,532.05	昭和54年3月1日
	セミナーハウス 8	鉄骨造	206.06	609.66	昭和58年9月1日
	クラブ部室棟 4	軽量鉄骨造	145.20	290.00	昭和54年3月1日
	体育倉庫 7	軽量鉄骨造	47.00	47.00	昭和54年3月1日
	東高等学校 (もと通送事務所)	鉄骨造	47.32	94.64	平成3年9月1日
	設備棟 2	鉄筋コンクリート造	137.00	137.00	昭和54年3月31日
	クラブ部室棟 5	鉄筋コンクリート造	36.00	36.00	昭和54年3月31日
	プール専用付属室 6	鉄筋コンクリート造	121.00	121.00	昭和54年3月31日
汎愛高等学校	特別・普通教室棟 2	鉄筋コンクリート造	989.95	3,959.83	昭和37年3月1日
	特別教室棟 4	鉄筋コンクリート造	139.96	419.93	昭和37年3月1日
	汎愛高等学校 ポンプ室	鉄筋コンクリート造	12.66	12.66	昭和37年3月1日
	プール専用付属室 3	鉄筋コンクリート造	210.34	420.69	昭和37年3月1日
	屋体棟 6-2	鉄骨造	1,421.95	1,421.95	昭和37年3月1日
	特別教室棟 8	コンクリートブロック造	337.56	337.56	昭和41年5月1日
	屋体棟 1-2	鉄筋コンクリート造	0.00	870.93	昭和43年11月1日
	クラブ部室棟 17-1、17-2	鉄筋コンクリート造	131.73	526.92	昭和47年5月1日
	管理室棟 1-1	鉄筋コンクリート造	1,407.00	4,079.00	昭和37年3月1日
	クラブ部室棟 10	コンクリートブロック造	120.00	120.00	昭和58年12月1日
	体育教官室	軽量鉄骨造	58.50	58.50	昭和58年12月1日
	屋体棟 13	鉄筋コンクリート造	1,970.82	2,496.68	平成5年8月1日
	格技室棟 14	鉄骨造	1,050.11	765.77	平成5年8月1日
	汎愛高等学校 渡り廊下	軽量鉄骨造	113.60	113.60	平成5年8月1日
	汎愛高等学校 渡り廊下	軽量鉄骨造	233.60	233.60	平成5年8月1日
	屋体倉庫 6-3	鉄骨造	66.00	66.00	昭和49年8月31日
	倉庫 11	鉄骨造	36.00	36.00	昭和38年4月30日
	倉庫 12	木造	15.00	15.00	平成1年11月30日
	弓道場射場 15	鉄骨造	62.00	62.00	平成5年8月31日
	的場 16	鉄骨造	5.00	5.00	平成5年8月31日

施設名	名称・用途	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	建設年月日
市立高等学校	普通教室棟 1-1	鉄筋コンクリート造	288.95	876.13	昭和31年10月1日
	普通教室棟 1-2	鉄筋コンクリート造	359.76	1,064.13	昭和33年3月1日
	市立高等学校 3-1	鉄筋コンクリート造	296.19	884.26	昭和33年12月1日
	渡り廊下 2	軽量鉄骨造	15.00	30.01	昭和34年3月1日
	市立高等学校 3-2	鉄筋コンクリート造	327.99	934.67	昭和36年3月1日
	市立高等学校 6-1	鉄筋コンクリート造	382.24	810.61	昭和37年5月1日
	市立高等学校 12-1	鉄筋コンクリート造	157.77	471.51	昭和46年9月1日
	管理室棟 13-1、更衣室 13-2	軽量鉄骨造	116.00	224.00	昭和48年12月1日
	市立高等学校 6-2	鉄筋コンクリート造	0.00	184.63	昭和56年8月1日
	食堂 7-1	鉄筋コンクリート造	378.00	378.00	昭和38年4月1日
	普通教室棟 12-2	鉄筋コンクリート造	63.00	233.00	昭和47年2月1日
	格技室棟 7-2	鉄筋コンクリート造	0.00	378.00	昭和38年3月1日
	クラブ室棟 21	軽量鉄骨造	136.00	136.00	昭和63年7月1日
	クラブ部室棟 22	軽量鉄骨造	170.00	170.00	昭和63年7月1日
	屋体棟 23	鉄骨造	1,548.04	1,637.25	平成1年5月1日
	市立高等学校 同窓会会館	軽量鉄骨造	121.02	242.05	平成17年3月15日
	セミナーハウス 26-1・26-2	木造	492.23	757.45	平成6年3月31日
	特別教室 27・28	鉄筋コンクリート造	453.42	1,435.72	平成6年6月30日
	便所 9	木造	11.00	11.00	昭和39年11月30日
	便所 14	軽量鉄骨造	15.00	15.00	昭和48年6月30日
	倉庫 16	木造	47.00	47.00	昭和51年3月31日
	倉庫 20	軽量鉄骨造	7.00	7.00	昭和45年8月31日
	陶芸釜 25	コンクリートブロック造	8.00	8.00	平成2年3月31日
	ごみ置き場 29	コンクリートブロック造	22.00	22.00	平成10年4月30日

施設名	名称・用途	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	建設年月日
淀商業高等学校	普通教室棟 2 6 - 1	鉄筋コンクリート造	314.97	303.74	昭和28年7月1日
	淀商業高等学校 2 6 - 2	鉄筋コンクリート造	56.49	170.24	昭和28年10月1日
	淀商業高等学校 2 3	木造	13.38	13.38	昭和28年10月1日
	管理室棟 7 - 1 (本館棟)	鉄筋コンクリート造	210.67	659.99	昭和33年12月1日
	管理室棟 7 - 2 (本館棟)	鉄筋コンクリート造	223.37	669.38	昭和35年2月1日
	特別教室棟 7 - 3 (本館棟)	鉄筋コンクリート造	333.32	996.33	昭和36年3月1日
	普通教室棟 1 0 - 1 (第3校舎棟)	鉄筋コンクリート造	267.50	818.01	昭和39年1月1日
	淀商業高等学校 1 0 - 2	鉄筋コンクリート造	85.50	256.50	昭和44年5月1日
	特別教室棟 1 6	鉄筋コンクリート造	217.63	855.54	昭和52年11月1日
	入浴介護実習室 2 5	鉄筋コンクリート造	192.00	192.00	昭和39年4月1日
	淀商業高等学校 1 7	軽量鉄骨造	123.00	123.00	昭和52年7月1日
	淀商業高等学校 1 8	軽量鉄骨造	78.00	78.00	昭和60年3月1日
	特別教室棟 2 7	鉄筋コンクリート造	501.00	2,035.00	平成28年3月31日
	倉庫 2 8	鉄骨造	12.00	12.00	平成28年3月31日
	倉庫 2 9	鉄骨造	12.00	12.00	平成28年3月31日
	倉庫 3 0	鉄骨造	12.00	12.00	平成28年3月31日
	校舎棟 3 3 - 1、3 3 - 2	鉄骨造	508.00	492.00	平成30年3月31日
	渡り廊下棟 3 1 3 2	鉄骨造	124.00	239.00	平成30年3月31日
	体育館・クラブ室棟 3 4	鉄筋コンクリート造	1,717.00	3,816.00	平成30年3月31日
	渡り廊下 1	鉄骨造	18.00	0.00	平成30年3月31日
	渡り廊下 2	鉄骨造	14.00	0.00	平成30年3月31日
	渡り廊下 3 - 1	鉄骨造	17.00	0.00	平成30年3月31日
	渡り廊下 3 - 2	鉄骨造	40.00	0.00	平成30年3月31日
	渡り廊下 4	鉄骨造	26.00	0.00	平成30年3月31日
	自転車置場 1	鉄骨造	258.00	258.00	平成30年3月31日
	自転車置場 2	鉄骨造	178.00	178.00	平成30年3月31日
	自転車置場 3	鉄骨造	69.00	69.00	平成30年3月31日
	渡り廊下 5	鉄骨造	82.00	0.00	平成30年3月31日
	プール専用付属室 2 1	鉄筋コンクリート造	1,020.00	1,020.00	昭和51年8月31日
	プール専用付属室 2 2	鉄筋コンクリート造	20.00	20.00	昭和51年8月31日
	倉庫 2 4	鉄骨造	29.00	29.00	平成2年8月31日
鶴見商業高等学校	管理室棟 1 - 1、1 4 - 1	鉄筋コンクリート造	1,145.38	3,288.29	昭和38年8月1日
	特別・普通教室棟 2	鉄筋コンクリート造	886.47	3,545.91	昭和39年3月1日
	特別教室棟 4	鉄筋コンクリート造	414.14	1,651.37	昭和40年4月1日
	屋体棟 6 - 1、6 - 2、6 - 3	鉄筋コンクリート造	1,164.95	2,354.01	昭和40年8月1日
	食堂棟 5 - 1	鉄筋コンクリート造	176.52	176.52	昭和41年3月1日
	普通教室棟 1 4 - 3	鉄筋コンクリート造	217.15	877.71	昭和41年3月1日
	食堂棟 5 - 2	鉄筋コンクリート造	129.87	115.08	昭和58年6月1日
	普通教室棟 1 4 - 2	鉄筋コンクリート造	88.40	347.00	昭和39年3月1日
	普通教室棟 7、渡り廊下棟 1 5	鉄筋コンクリート造	0.00	401.00	昭和51年9月1日
	プール更衣室 9 - 1、クラブ部室棟 9 - 2	軽量鉄骨造	99.00	99.00	昭和52年5月1日
	クラブ部室棟 1 3	軽量鉄骨造	211.00	405.75	平成2年8月1日
	プール専用付属室 (機械室)	鉄筋コンクリート造	30.00	30.00	昭和52年5月31日
	倉庫 1 1	鉄骨造	73.00	147.00	昭和42年3月31日
	プール専用付属室 (便所)	コンクリートブロック造	7.00	7.00	平成2年12月28日
	ごみ置き場	鉄筋コンクリート造	19.20	19.20	平成2年3月31日

施設名	名称・用途	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	建設年月日
住吉商業高等学校	普通教室棟 12-2	鉄筋コンクリート造	213.55	649.68	昭和38年12月1日
	住吉商業高等学校 普通教室棟 28-1	鉄筋コンクリート造	284.16	1,166.26	昭和48年6月1日
	管理室棟 28-2	鉄筋コンクリート造	728.07	2,776.12	昭和50年4月1日
	特別・普通教室棟 28-3	鉄筋コンクリート造	681.50	2,702.30	昭和52年3月1日
	住吉商業高等学校 特別普通教室棟 28-4	鉄筋コンクリート造	276.12	901.67	昭和54年3月1日
	住吉商業高等学校 特別教室棟 28-5	鉄筋コンクリート造	175.09	525.27	昭和55年3月1日
	住吉商業高等学校 特別教室棟 30	鉄筋コンクリート造	222.71	418.54	昭和55年3月1日
	特別教室棟 25-2、格技室棟 25-3	鉄筋コンクリート造	11.68	749.72	昭和56年11月1日
	特別・普通教室棟 12-1	鉄筋コンクリート造	274.00	859.00	昭和37年12月1日
	住吉商業高等学校 プール専用付属室 17	コンクリートブロック造	144.00	144.00	昭和41年7月1日
	住吉商業高等学校 食堂棟 25-1	鉄筋コンクリート造	375.00	395.00	昭和47年7月1日
	住吉商業高等学校 クラブ部室棟 34	軽量鉄骨造	243.92	321.30	平成2年9月1日
	体育館 38	鉄筋コンクリート造	1,719.22	1,682.23	平成26年4月3日
	特別教室棟 40	鉄筋コンクリート造	369.00	1,066.00	平成28年3月31日
	渡り廊下棟	鉄骨造	13.00	42.00	平成28年3月31日
	部室棟 39	鉄骨造	113.00	113.00	平成28年3月31日
	渡り廊下 (1)	鉄骨造	101.00	101.00	平成28年3月31日
	渡り廊下 (2)	鉄骨造	77.00	77.00	平成28年3月31日
	倉庫 41	鉄骨造	16.00	16.00	平成28年3月31日
	自転車置場(1)	鉄骨造	50.00	73.00	平成28年3月31日
	自転車置場(2・3・8)	鉄骨造	20.00	31.00	平成28年3月31日
	自転車置場(4・6・7)	鉄骨造	47.00	62.00	平成28年3月31日
	粗大ゴミ置場	鉄骨造	7.00	11.00	平成28年3月31日
	渡り廊下棟 31	鉄骨造	25.00	25.00	昭和55年3月31日
	体育倉庫 35	鉄骨造	48.00	48.00	平成2年9月30日
	渡り廊下棟 36	鉄筋コンクリート造	32.00	65.00	昭和48年6月30日
	設備棟 (電気室) 37	鉄筋コンクリート造	84.00	84.00	昭和52年3月31日

施設名	名称・用途	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	建設年月日
都島工業高等学校	特別教室棟(土木) 1 6	鉄筋コンクリート造	355.76	1,218.38	昭和30年11月1日
	都島工業高等学校 特別教室棟 1 9	鉄筋コンクリート造	363.57	1,054.47	昭和34年3月1日
	都島第二工業高等学校 特別教室棟 2 0 - 1	鉄筋コンクリート造	304.23	590.01	昭和35年3月1日
	都島工業高等学校 特別教室棟 2 0 - 2	鉄筋コンクリート造	0.00	603.93	昭和37年5月1日
	都島工業高等学校 特別教室棟 2 0 - 3	鉄筋コンクリート造	255.40	1,005.38	昭和38年3月1日
	都島工業高等学校 ポンプ室 3 7 - 3	鉄筋コンクリート造	4.99	4.99	昭和38年3月1日
	屋体棟・武道棟 3 2 - 1、3 2 - 2	鉄筋コンクリート造	1,460.42	2,359.23	昭和40年3月1日
	特別教室棟(機電) 3 7 - 1	鉄筋コンクリート造	948.00	2,053.48	昭和56年2月1日
	都島工業高等学校 特別普通教室棟 3 7 - 2	鉄筋コンクリート造	0.00	863.69	昭和57年1月1日
	都島工業高等学校 ボイラー棟 3 0	軽量鉄骨造	21.00	21.00	昭和39年4月1日
	都島工業高等学校 クラブ部室棟 4 8	軽量鉄骨造	32.00	32.00	昭和58年10月1日
	都島工業高等学校 特別教室棟 3 4 - 1	鉄筋コンクリート造	839.66	1,239.00	昭和48年8月1日
	特別教室棟(機電) 3 4 - 2	鉄筋コンクリート造	0.00	2,144.00	昭和49年11月1日
	都島工業高等学校 特別教室棟 4 9	鉄筋コンクリート造	691.20	2,785.00	昭和60年8月1日
	管理室棟 4 7 - 1 4 7 - 2	鉄筋コンクリート造	986.23	2,612.00	昭和59年3月1日
	管理室棟 5 5 - 1	鉄筋コンクリート造	662.40	3,231.00	昭和63年12月1日
	都島工業高等学校 特別普通教室棟 5 5 - 2	鉄筋コンクリート造	1,225.95	5,266.26	平成2年7月1日
	都島工業高等学校 食堂棟 6 0	鉄筋コンクリート造	736.60	733.92	平成4年1月1日
	都島工業高等学校 クラブ部室棟 5 9	鉄骨鉄筋コンクリート造	245.67	591.84	平成4年1月1日
	都島工業高等学校 塵芥集積所	鉄筋コンクリート造	19.90	19.20	平成4年3月1日
	都島工業高等学校 記念ホール 6 0 他	鉄筋コンクリート造	0.00	613.16	平成4年3月1日
	都島工業高等学校 倉庫 6 3 - 1 部室 6 3 - 2	軽量鉄骨造	192.00	384.00	平成8年8月1日
	都島工業高等学校 特別教室棟 6 2 - 1 6 2 - 2	鉄筋コンクリート造	332.74	548.90	平成8年4月1日
	特別教室棟 2 0 - 4	鉄筋コンクリート造	84.00	350.00	昭和40年3月31日
	階段室 3 2 - 3	鉄筋コンクリート造	0.00	20.00	平成9年8月31日
	電気機械室 3 8	鉄筋コンクリート造	156.00	156.00	昭和56年12月28日
	倉庫 4 2	軽量鉄骨造	7.00	7.00	昭和37年3月31日
	倉庫 4 3	軽量鉄骨造	6.00	6.00	昭和37年3月31日
	倉庫 4 4	軽量鉄骨造	6.00	6.00	昭和37年3月31日
	倉庫 5 1	鉄骨造	59.00	59.00	昭和62年8月31日
	倉庫 6 4	コンクリートブロック造	5.00	5.00	平成8年7月31日
	屋外実習場	鉄骨造	214.96	214.96	昭和60年3月31日
	都島工業高等学校 (百都館)	鉄骨造	105.24	208.80	平成19年11月20日
泉尾工業高等学校	泉尾工業高等学校 1 6 - 1	鉄筋コンクリート造	605.12	2,447.30	昭和38年3月1日
	泉尾工業高等学校 1 6 - 2	鉄筋コンクリート造	606.67	2,576.29	昭和39年3月1日
	泉尾工業高等学校 2 3	鉄筋コンクリート造	760.80	1,225.76	昭和46年8月1日
	泉尾工業高等学校 2 5 - 3	鉄筋コンクリート造	714.82	1,359.72	昭和50年9月1日
	泉尾工業高等学校 2 5 - 4	鉄筋コンクリート造	552.29	2,228.21	昭和53年2月1日
	泉尾工業高等学校 2 9 - 1	鉄筋コンクリート造	1,027.48	4,085.41	昭和57年1月1日
	泉尾工業高等学校 ㊦、㊥	鉄筋コンクリート造	69.45	69.45	昭和57年2月1日
	泉尾工業高等学校 2 4	鉄筋コンクリート造	604.00	604.00	昭和47年3月1日
	泉尾工業高等学校 2 9 - 2	鉄筋コンクリート造	350.35	1,630.20	昭和58年3月1日
	泉尾工業高等学校 2 5 - 1、2 5 - 2	鉄筋コンクリート造	514.00	1,896.00	昭和49年5月1日
	泉尾工業高等学校 3 2	鉄筋コンクリート造	1,179.00	3,905.00	昭和60年8月1日
	泉尾工業高等学校 3 4 - 1	鉄筋コンクリート造	360.00	360.00	昭和61年7月1日
	屋体棟 3 4 - 2	鉄筋コンクリート造	840.00	2,296.00	昭和61年7月1日
	泉尾工業高等学校 3 6、3 7、3 8	軽量鉄骨造	216.00	388.00	昭和62年3月1日
	ポンプ室 2 7	鉄筋コンクリート造	8.00	8.00	昭和53年1月31日

施設名	名称・用途	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	建設年月日
東淀工業高等学校	特別・普通教室棟 1-1	鉄筋コンクリート造	470.77	1,908.59	昭和36年2月1日
	特別教室棟 4-1	鉄筋コンクリート造	1,046.87	3,149.35	昭和36年3月1日
	特別教室棟 5、電気機械室 6	鉄筋コンクリート造	267.63	267.63	昭和36年3月1日
	管理室棟 31-2	鉄筋コンクリート造	1,244.62	3,608.59	昭和37年5月1日
	特別・普通教室棟 30-2	鉄筋コンクリート造	541.75	2,192.66	昭和37年5月1日
	特別教室棟 8	鉄筋コンクリート造	476.99	486.54	昭和37年5月1日
	特別・普通教室棟 12-1	鉄筋コンクリート造	924.49	924.49	昭和38年3月1日
	屋体棟 12-2、12-3	鉄筋コンクリート造	0.00	1,302.11	昭和39年1月1日
	食堂棟・武道場 22、33	鉄筋コンクリート造	308.43	531.18	昭和44年5月1日
	下足室 20	鉄骨鉄筋コンクリート造	186.00	186.00	昭和38年4月1日
	クラブ部室棟 21	鉄骨鉄筋コンクリート造	158.00	158.00	昭和38年4月1日
	特別教室棟 25	鉄筋コンクリート造	941.75	1,048.16	昭和58年9月1日
	特別教室棟 26	鉄骨鉄筋コンクリート造	1,057.49	1,830.70	昭和59年3月1日
	渡り廊下 1-3、1-5	鉄筋コンクリート造	0.00	255.00	昭和62年3月1日
	渡り廊下 30-4	鉄筋コンクリート造	0.00	286.00	昭和62年3月1日
	同窓会館 27	鉄骨造	126.30	249.80	平成2年11月1日
	屋体棟 34	鉄筋コンクリート造	1,723.00	1,799.00	平成29年3月27日
	渡り廊下棟	鉄骨造	24.00	0.00	平成29年3月27日
	渡り廊下棟 8	鉄骨造	32.00	0.00	平成29年3月27日
	石灰倉庫	鉄骨造	5.00	5.00	平成29年3月27日
	プール専用付属室(更衣室)19	鉄筋コンクリート造	50.00	50.00	昭和54年6月30日
	倉庫 28	軽量鉄骨造	124.00	124.00	昭和59年3月31日
生野工業高等学校	特別・普通教室棟 8-1	鉄筋コンクリート造	208.09	628.79	昭和31年11月1日
	管理室棟 8-3	鉄筋コンクリート造	260.72	260.72	昭和34年4月1日
	管理室棟 15-1	鉄筋コンクリート造	393.95	438.28	昭和41年3月1日
	特別教室棟 12-1	鉄筋コンクリート造	688.19	688.19	昭和39年5月1日
	管理室棟 15-2	鉄筋コンクリート造	295.48	316.80	昭和41年10月1日
	特別教室棟 16	鉄骨造	265.84	265.84	昭和41年10月1日
	特別教室棟 12-2	鉄筋コンクリート造	535.99	535.99	昭和42年5月1日
	特別教室棟 12-3	鉄筋コンクリート造	0.00	2,255.05	昭和43年5月1日
	特別・普通教室棟 18-1	鉄筋コンクリート造	710.12	2,221.83	昭和44年8月1日
	特別・普通教室棟 18-2	鉄筋コンクリート造	388.69	1,195.84	昭和45年4月1日
	生野工業高等学校 集会所・会議室	鉄筋コンクリート造	76.00	152.00	昭和52年6月1日
	格技室棟 30	鉄筋コンクリート造	305.02	396.84	昭和51年3月1日
	管理室棟 8-2	鉄筋コンクリート造	85.00	573.00	昭和33年4月1日
	管理室棟 9	鉄筋コンクリート造	158.00	879.00	昭和35年4月1日
	渡り廊下 10	鉄筋コンクリート造	11.00	32.00	昭和35年4月1日
	管理室棟 15-3	鉄筋コンクリート造	303.00	324.00	昭和47年10月1日
	特別・管理室棟 18-3	鉄筋コンクリート造	1,007.00	1,007.00	昭和47年10月1日
	生野工業高等学校 食堂 20	鉄筋コンクリート造	404.00	404.00	昭和47年10月1日
	特別教室棟 20	鉄筋コンクリート造	220.00	2,220.00	昭和47年10月1日
	生野工業高等学校 21	鉄筋コンクリート造	480.00	555.00	昭和47年10月1日
	屋体棟 25-1	鉄筋コンクリート造	1,328.09	1,506.00	昭和63年8月1日
	プール専用付属室 25-2、25-3	軽量鉄骨造	96.00	96.00	昭和63年8月1日
	クラブ室棟 27-1、格技室棟 27-2	鉄筋コンクリート造	357.07	645.18	平成3年5月1日
	生野工業高等学校 廊下・渡り廊下	鉄筋コンクリート造	180.30	230.01	平成4年2月1日
	油庫 22-1	コンクリートブロック造	19.00	19.00	昭和47年10月31日
	倉庫 28	鉄骨造	81.00	81.00	平成11年1月31日
	倉庫 29	鉄骨造	16.00	16.00	平成11年1月31日

施設名	名称・用途	構造	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	建設年月日
工芸高等学校 第二工芸高等学校	管理室棟1	鉄筋コンクリート造	925.19	2,775.60	大正13年9月1日
	工芸高等学校 事務所2	鉄筋コンクリート造	18.64	18.64	大正13年9月1日
	工芸高等学校 便所3	鉄筋コンクリート造	27.99	55.99	大正13年9月1日
	特別・普通教室棟11-1、11-3	鉄筋コンクリート造	342.71	1,417.38	昭和29年11月1日
	特別普通教室棟11-2	鉄筋コンクリート造	310.44	1,249.42	昭和32年8月1日
	工芸高等学校 実習室12	鉄筋コンクリート造	144.26	577.05	昭和33年9月1日
	屋体棟15-1、15-2	鉄筋コンクリート造	625.71	1,302.47	昭和36年3月1日
	工芸高等学校 特別普通教室棟20-1	鉄筋コンクリート造	392.56	785.12	昭和39年3月1日
	工芸高等学校 講堂15-3、15-4	鉄骨鉄筋コンクリート造	0.00	1,056.49	昭和39年4月1日
	工芸高等学校 特別普通教室棟20-2	鉄筋コンクリート造	0.00	785.15	昭和40年3月1日
	工芸高等学校 工芸館26	軽量鉄骨造	106.11	299.73	昭和47年12月1日
	特別教室棟23-1	鉄骨鉄筋コンクリート造	983.68	3,128.00	昭和52年3月1日
	工芸高等学校 食堂27-1	鉄筋コンクリート造	698.75	1,397.50	昭和55年9月1日
	特別教室棟27-2	鉄筋コンクリート造	764.15	1,767.02	昭和56年12月1日
	工芸高等学校 クラブ部室棟32	軽量鉄骨造	260.93	364.00	昭和61年3月1日
	工芸高等学校 特別教室棟23-2	鉄筋コンクリート造	780.00	2,906.00	昭和54年3月1日
	工芸高等学校 武道場34、35	鉄筋コンクリート造	0.00	378.84	昭和62年11月1日
	工芸高等学校 倉庫・物置	鉄筋コンクリート造	25.00	50.00	昭和54年3月1日
	工芸高等学校 機械室	鉄筋コンクリート造	32.00	32.00	昭和54年3月1日
	集塵材室 22	鉄筋コンクリート造	10.00	10.00	昭和54年3月31日
	薬品庫 25	コンクリートブロック造	4.00	4.00	昭和54年3月31日
	倉庫 30	木造	3.00	3.00	昭和52年7月31日
	陶芸室 36	鉄筋コンクリート造	6.00	6.00	平成3年9月30日
中央高等学校	管理室棟1-1、1-2	鉄骨鉄筋コンクリート造	1,847.00	14,503.00	平成4年3月1日
	クラブ部室棟2	軽量鉄骨造	164.50	294.00	平成4年3月1日
咲くやこの花高等学校 咲くやこの花中学校	特別教室・実習棟 1 普通教室・実習室棟 2-1 屋上倉庫 2-3、2-2	鉄筋コンクリート造	5,805.69	18,781.53	平成20年3月20日
	講堂兼屋体棟 3-1、-2、-3、-4、-5、-6	鉄筋コンクリート造	1,765.27	5,395.98	平成20年3月20日
	咲くやこの花中学校・咲くやこの花高等学校 電気室棟 5	鉄筋コンクリート造	82.50	82.50	平成20年3月20日
	咲くやこの花中学校・咲くやこの花高等学校 倉庫棟 6	鉄筋コンクリート造	25.00	25.00	平成20年3月20日
	ゴミ置場 7	鉄筋コンクリート造	42.04	42.04	平成20年3月20日
	渡り廊下棟 4	鉄骨造	55.55	145.05	平成20年3月20日
	咲くやこの花中学校・咲くやこの花高等学校 自転車置き場	鉄骨造	258.00	258.00	平成20年3月20日
大阪ビジネスフロンティア高等学校	特別教室棟 校舎 格技室4-1、4-2、4-3、4-4	鉄筋コンクリート造	833.00	1,051.33	昭和55年9月1日
	大阪ビジネスフロンティア高等学校 機械室	鉄筋コンクリート造	51.80	51.80	昭和55年10月1日
	大阪ビジネスフロンティア高等学校 特別教室棟 5	鉄筋コンクリート造	330.85	846.97	平成2年2月1日
	大阪ビジネスフロンティア高等学校 管理・特別教室棟1、2、③-1、③-2	鉄骨鉄筋コンクリート造	4,695.92	17,693.61	平成23年12月21日
	大阪ビジネスフロンティア高等学校 倉庫棟 6	鉄筋コンクリート造	34.84	34.84	平成23年12月21日

※建物の譲渡については工作物を含む

